

老総発 0313 第 1 号
平成 30 年 3 月 13 日

各 都道府県老人保健福祉担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課長
（公印省略）

平成 30 年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）
の国庫補助協議について

標記国庫補助事業について、別添 1 「老人保健健康増進等事業の実施について（平成 15 年 5 月 21 日付老発第 0521001 号厚生労働省老健局長通知）」により実施しますので、本事業に係る国庫補助を希望する場合には、別添 2 「平成 30 年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議（公募）要領」に基づき、平成 30 年 3 月 30 日（金）までに、協議書を別途指定の送付先へ提出してください。

協議のあった事業については、外部有識者で構成する「老人保健健康増進等事業評価委員会」及び「老人保健健康増進等事業評価委員会専門審査分科会」に諮り、その内容に関する意見を聞くとともに、必要に応じヒアリングを行った上で、採択の可否及び採択の場合はその補助額を決定いたします。

なお、本事業の公募は本来平成 30 年度予算が成立した後に行うべきものですが、出来るだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うこととしております。

また、お手数ですが、管内市町村の協議書を取りまとめの上、一括してご提出頂きますようお願いいたします。

(改正後全文)

老発第0521001号
平成15年5月21日

最終改正
老発0313第1号
平成30年3月13日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

老人保健健康増進等事業の実施について

標記については、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営を図るため、今般別紙のとおり「老人保健健康増進等事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）に対して、貴職からこの旨通知されたい。

老人保健健康増進等事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。本要綱は、「老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に定める外、老人保健健康増進等事業の実施に当たり必要な事項を定める。

(事業の実施主体)

第2条 事業を実施する主体(以下「実施主体」)は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 次のいずれかであって、申請した事業が老人保健健康増進等事業評価委員会における評価の結果、採択された団体とする。
 - (1) 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)
 - (2) 厚生労働大臣が特に必要と認めた法人
- 二 前号の(2)に掲げる法人は、申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていることを証する法人であること。
- 三 過去に法令等に違反する等の不正行為を行った法人については、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過していること。

(老人保健健康増進等事業評価委員会の設置)

第3条 国庫補助事業としての透明性を確保する観点から、申請された事業の採否のための評価及び第4条第2項第2号に係る評価を実施するため、老健局長が「老人保健健康増進等事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

2 評価委員会の運営及び申請された事業の採択に係る評価の実施方針等については、老健局長が別に定める老人保健健康増進等事業評価委員会運営要綱によるものとする。

(対象事業)

第4条 本事業の補助対象事業は、別紙に定める公募テーマ及び事業概要に該当する事業であって、次の各号に該当する研究事業とする。

- 一 競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、老健局長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したものであること。
- 二 事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものであること。
- 三 原則として単年度で終了する事業であること。ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りではない。

2 次に該当する事業は、対象としない。

- 一 事業の主たる目的である業務の大部分を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業
- 二 前年度に実施した本事業の実施成果が著しく不良であった事業の実施主体が申請する翌年度の事業
- 三 事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
- 四 営利を目的とした事業
- 五 補助対象額が500千円に満たない事業

(事業の実施主体の責務)

第5条 実施主体は、評価委員会に申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理(出納を含む)を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約する書面を提出しなければならない。なお、経理担当者は事業担当者を兼ねることはできない。

2 実施主体は、評価委員会に申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物(調査研究等をまとめた報告書冊子)を作成し提出する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 実施主体は、事業が採択された際には、採択された事業の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ掲載する等の方法により、速やかに公表しなければならない。

また、交付要綱11に基づき事業実績報告書を提出した際には、事業結果の概要及び事業の成果物を電子媒体(PDF形式)により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載終了した時点において老健局総務課へ報告しなければならない。

4 実施主体は、事業開始後6か月を目途に、事業の進捗状況について、書面を用いて老健局総務課に報告しなければならない。ただし、事業実施期間が6か月に満たない場合はこの限りでない。

5 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに老健局総務課に提出しなければならない。

6 実施主体は、評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を積極的に受諾しなければならない。

(事業の名称)

第6条 国庫補助事業の交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称について交付額の確定が終了するまでの間、国に提出する資料について名称の変更を行ってはならないこととする。

(交付要綱別表の対象経費を算定するための額)

第7条 交付要綱別表の4対象経費にかかる補助単価については、予算の範囲内において、他の補助事業及び実勢を勘案し、毎年度、別に定めることとする。

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
○自治体支援		
(地域マネジメント)		
1	地域支援事業の連動性を確保するための調査研究事業	地域支援事業における各事業について、複数の事業を効果的に連動させて実施している基礎自治体を調査し、そのノウハウを好事例として示しつつ、保険者として地域支援事業を効率的に実施し、地域包括ケアシステムの構築のさらなる推進を図るための提言を目的とした調査研究を行う。
2	地域包括ケアの推進に必要な自治体のPDCAサイクルに関する調査研究事業	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)において、各市町村及び都道府県は、介護保険事業(支援)計画に記載した高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組の実施状況や目標の達成状況等について、自ら実績評価を行うこととされている。 これら各地方自治体におけるPDCAサイクルの推進を図る観点から、本研究事業においては、第7期介護保険事業(支援)計画に記載されたサービス見込量および「取組と目標」の全国集計及び傾向等の分析を行うとともに、自己評価の標準的手法及び自己評価結果をもとに次年度以降の取組に反映させる標準的方法を調査・研究して、地方自治体支援のための手引き等を作成する。
3	多様な資源を活用した新たなまちづくり支援・推進に関する調査研究事業	地域包括ケアシステムの構築は、厚労省のみならず地方創生本部等他省庁においても推進されており、また、企業や大学等も支援メニューを揃えている。しかし、自治体のニーズは一樣では無いことから、効果を発揮していくためにはオーダーメイドの支援とならざるを得ない。 このため、厚生局で実施されているマッチング事業等の他省庁他施策・大学・企業等の入り交じった支援の実例(産・学・官連携)を把握し、中でも効果が出ている事例を分析することで、自治体から見たこうした支援策の意義を明らかにし、自治体に啓発する。このために成果をとりまとめた報告書も作成する。 【本事業の特記条件】 関東信越厚生局及び東海北陸厚生局が管轄する各エリアを主対象として調査等を実施する計画となっていること。
4	介護事業者の社会貢献的地域包括ケア推進調査研究事業	高齢化の進展に伴い、介護事業者も地域社会との連携等社会貢献的な意識と取組が求められることから、自治体が住民活動の活性化で特に期待する生活支援に関する支援メニュー(居住支援、食事、移動、見守り、ゴミ出し、又はそれらを行う住民のバックアップ、これらをトータルで自治体のニーズに合わせてコーディネートし、研修の機会の提供等)や地域密着型サービスに関し、事業者として自治体をどのように支援し地域住民と関われば良いのかを事例で示し、広く普及啓発すると共に、成果について報告書を作成する。 【本事業の特記条件】 関東信越厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を実施する計画となっていること。
5	社会資源とのマッチングによるマクロ視点からの地域包括ケア推進に関する調査研究事業	多様な主体との効果的なマッチング手法の取組と普及をめざし、自治体が進める新たなまちづくり施策、地域包括ケアを推進するため、企業、大学等との産官学の連携をめざす。 ①大学の有識者、地域の産業を担う企業の等の多様な主体の力を活かしたい自治体。 ②これからのまちづくり、地域包括ケアに貢献したいと考える大学等の有識者 ③地域包括ケアに貢献出来ると考える企業 この、産官学3つの効果的な連携により、新たなまちづくりから進める、地域包括ケアの横展開の普及啓発を図り、成果を取りまとめ全国的な普及を推進する。

番号	テーマ名	事業概要
(指導監査等)		
6	実地指導における文書削減に関する調査研究	<p>介護事業に関する文書量を削減し、事務的な負担軽減が求められている。介護サービス事業所に対する実地指導については、各自治体が求める文書量や自治体毎の提出書類のバラツキなどを定量的なデータに基づき、行政文書削減の可能性、実地指導の目的を担保する最低限必要な確認項目等を検討する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今般公募する「介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業」と適宜連携の上、実施すること。 ・確認項目等に関する提言案の取りまとめは、平成30年12月頃までに完了し、その結果について厚生労働省に報告できる計画になっていること。
7	実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業	<p>介護サービス事業所の増加が見込まれる一方、事業所の指導監督を担う各自治体においては、財政事情等により実施体制の充実が容易でない中、計画的に実地指導を実施していく必要があることから、実地指導の効率性の向上に資する手法等を検討する。</p>
(その他)		
8	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究	<p>地域包括ケアシステムの深化・推進のため、現状での課題整理、将来予測に基づく方策や解決へ向けたアプローチ等について検討し、全国の都道府県、市区町村などへの提言を行う</p>
9	見える化システム等のデータを活用した介護予防活動の展開に関する調査研究	<p>自治体における高齢者の介護予防活動の推進に資するよう、先行して取り組んでいる自治体の取組事例等を参考にしながら、具体的な展開方法や見える化システム等のデータ活用、そのポイントや効果などについて検証し、介護予防活動の普及展開に取り組む市町村に対して参考となる情報提供や提言を行う。</p>
10	第三者行為求償の実態に関する調査研究事業	<p>介護保険においては、被保険者が第三者の不法行為によって要介護状態となった場合等に、市町村が行う介護給付と被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権とを調整し、保険者が第三者に対し損害賠償する制度が設けられている。本事業は、各市町村における求償事例や裁判例の調査・分析等を行い、市町村における適切な求償事務の実施に向けた支援の在り方を検討するために実施するものである。</p>
11	介護保険料の在り方に関する調査研究事業	<p>高齢化の進展等により、全国的に介護保険料が上昇している一方、その地域毎の事情は様々である。本事業は、今後の介護保険料の在り方を検討するため、保険料の上昇に寄与する要因、市町村の保険料の多段階化等の状況等を調査・分析等を行うものである。</p>
12	介護保険事務の広域的実施に関する調査研究事業	<p>介護保険の保険者は、原則市町村となっている一方、介護保険事務を複数の市町村が合同で広域的に実施することは、小規模市町村等が介護保険の安定的、効率的運営を行う上で効果的と考えられる。</p> <p>本事業は、市町村においてより効率的に事務を実施していただくための方策について検討するため、主に小規模保険者における市町村事務の実態や財政運営の現況等を調査・分析するものである。</p>
13	介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続のオンライン化に関する調査研究事業	<p>近年、マイナンバーを活用した情報連携や、行政手続のオンライン申請の推進が進められているところ。本事業は、こうしたことも踏まえ、介護分野におけるマイナンバーの活用や、手続におけるオンライン化の推進方策等について研究を行うものである。</p>

番号	テーマ名	事業概要
14	介護の家族支援策に関する調査研究事業	<p>一億総活躍社会の実現の観点から、必要な介護サービスの確保を図るとともに、家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すことされている。</p> <p>本事業は、こうした家族支援を推進するため、日本における家族支援の実態や、海外における現金給付も含めた家族支援策の実態把握の把握等を行うものである。</p>
○地域共生社会		
15	分野を横断した一体的実施に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現を見据え、共生型サービスやそれ以外のサービス(例:療養通所介護)など制度上に位置づけられたサービス、自治体の創意工夫によって対象や世代といった分野を横断して一体的に実施している取組について調査し、費用の計上、合理的な按分方法、市区町村の実情に応じた設定、相談支援体制などについて事例収集し、効果的な展開方法について提言を行う。</p>
16	地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業	<p>多世代における市民活動、社会参加活動の中で、互助を発生させる方策や手法について調査研究を行い、支え合いや助け合いといった互助機能を有した社会参加活動の評価の枠組みを提案する。また、地域資源の活用や介護サービス事業所等との連携体制についても調査し、高齢者住宅や施設の機能開放など全世代・全対象型の地域づくりに資する既存の社会参加サービスを活用した互助・生活支援サービス創出に寄与できる具体的な取組を進めるためのマニュアルを作成する。</p>
17	地域共生社会の実現等を見据えたケアマネジメントやケアマネジャーの在り方に関する調査研究	<p>今後の地域共生社会の深化を見据え、地域共生社会におけるケアマネジメントの方法論やその担い手が持つべき知識や技術、教育等、現在及び中長期的な課題を整理するとともに、その課題に対する具体的な方策等について検討し、報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○地域包括支援センター		
18	地域包括支援センターの効果的な事業評価と取組改善に関する研究事業	<p>地域包括支援センターについては、介護保険法の改正により、平成30年4月から事業の評価等が必須化されるとともに、全国で統一して用いる評価指標が導入され、センターそれぞれの課題を明確化し、これを踏まえた機能強化を進めることとしている。</p> <p>市町村や地域包括支援センターにおいて、事業評価に基づく改善が実施されるよう、評価指標を用いた効果的な業務の改善事例等の取組事例の収集を行いとりまとめるとともに、効果的な評価指標に関するあり方の検討を行い、報告書を作成する。</p>
○ケアマネジメント		
19	地域ケア会議等におけるケアプラン検証の在り方に関する調査研究事業	<p>経済財政・再生計画 改革工程表等における検討事項に対応するため、以下の事項について整理・検討し、報告書を作成する。</p> <p>①地域ケア会議等での検証における留意点や2SD以上の場合のチェック項目、具体的な確認の方法等を整理する。(※完成は平成30年8月末メド)</p> <p>②市町村における地域ケア会議等におけるケアプランの検証の実態を把握し、検証状況等の分析を行うとともに、市町村によるケアプランの検証や是正の実効性を高めるための方策を検討する。</p> <p>③訪問介護等の居宅サービスの利用回数の多いケアプランについて、その利用状況及び背景並びに利用者の状態像に応じた利用回数及びケアプランの内容等介護サービスの在り方に関して調査するとともに、課題を整理する。</p> <p>④平成29年の介護保険法改正により導入された、居宅サービス事業所の指定に関する条件付加等の施行状況について実態把握するとともに、地域ケア会議の活用をはじめ、保険者機能の強化など、保険者関与の実効性を高めるための方策を検討する。</p>
20	AIを活用したケアプラン作成の基準に関する調査研究	<p>AIを活用したケアプラン作成支援の実用化に向けた様々な取組について、研究・開発の実態を把握するとともに、実際に利用するケアマネジャーや高齢者等の評価等を通じて、今後の更なる研究開発の促進に向けた課題や対応策を整理し、報告書を作成する。</p>
21	ケアマネジメントの公正中立性を確保するための取組や質に関する指標のあり方に関する調査研究	<p>社会保障審議会介護給付費分科会の「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」を踏まえ、ケアマネジメント実施者の教育、所属機関、権限や、ケアマネジメント実施プロセスにおける質の指標について、海外の政策や論文等を参考に、指標の有無、観点、実施方法、活用方法、評価、効果等を検証することで、公正中立性を担保するための取組や質の指標の考え方について検討し、報告書を作成する。</p>
22	適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究	<p>平成28年度以降の同事業と同様にケアマネジャーが行うケアマネジメントのバラツキを最小限に留める観点から、平成28年度事業において定義した概念に基づき適切なケアマネジメントの実現を目指し一定条件ごとに支援内容を中心とした項目の整理、実証、参考テキストの作成を行う。</p> <p>加えて、平成30年度においては、一定条件(新たな疾患等)の追加に伴うこれまでと同様の取組に加えて、これまでに策定した手法について、利用者や給付への影響調査の方法論の検討と実証を行い、報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
23	医療ニーズを有する利用者に対応する介護支援専門員への看護に関連する療養上の相談支援のあり方に関する試行的調査研究事業	<p>平成29年度老人保健健康増進等事業「医療ニーズを有する利用者に対応する介護支援専門員への看護に関連する療養上の相談支援のあり方に関する調査研究事業」において、介護支援専門員が医療ニーズを有する利用者に対応する際に困難感や負担感を感じる者や、看護師による相談支援へのニーズのある者が一定程度存在すること等が明らかになった。これらの調査結果等を踏まえ、介護支援専門員が地域の訪問看護ステーション等の看護職員に相談し、助言を受けられるような相談支援の仕組みを構築するため試行的な取組を行い、その効果を検証する。また、より効果的な取組を普及するために、それらの分析を通して、自治体や訪問看護事業所等が活用可能なガイドラインを作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護支援専門員が地域の看護職員より相談支援を受ける試行的な取組の実施及びその効果検証については、平成30年12月頃までに完了し、その結果を踏まえてガイドラインを作成する計画となっていること。</p>

○介護サービス共通

24	要介護認定者数等の推計と計画への反映方法に関する調査研究事業	<p>現在、介護保険の各保険者は介護保険事業計画の作成に当たり、性・年齢階級別の高齢者の推計人口数に、直近の実績の伸びから設定する要支援・要介護認定率を乗じることにより要支援・要介護認定者数を推計（自然体推計）しているが、制度創設時に比べると要支援・要介護認定者数の伸びは鈍化しており、自然体推計の方法を見直す必要が生じている。また、今後の介護保険事業計画の作成に当たっては、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組内容、実績や効果等を勘案（施策反映）した上で、将来の要支援・要介護認定者数を推計することがますます重要となってきている。</p> <p>このため、平成32年度から本格化する第8期介護保険事業計画の作成に向けて、よりの確な要支援・要介護認定者数の推計手法等が確立できるよう本研究事業では、性・年齢階級別の高齢者数に加えて「高齢者のみの世帯数」や「認知症高齢者の人数」の増加などの要因を踏まえた推計方法の開発、「介護予防等の施策効果」を推計に反映させる方法、広域化した保険者における推計方法を調査・研究するとともに、保険者支援のための手引き等を作成する。</p>
25	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の見直しとデータの活用方法に関する調査研究事業	<p>第7期介護保険事業計画作成に向けた基礎的な調査として、日常生活圏域ニーズ調査を見直した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票、調査手法や実施の手引きを平成28年9月に地方自治体に示し、これを踏まえ多くの地方自治体で調査が実施されてきたところである。調査結果は地域包括ケア「見える化」システムに登録することで、日常生活圏域単位で視覚的に閲覧できる環境を整えたところであるが、介護保険事業計画作成以外に調査結果が有効に活用されているとはいいがたい状況にある。</p> <p>このため、本研究事業においては、平成32年度から本格化する第8期介護保険事業計画の作成に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業など新たな事業への取り組むためのヒントとして本調査を活用していただくため、調査票、調査方法や実施のための手引き等を見直すとともに、調査結果の利活用方法を地方自治体に提示できるよう報告書として取りまとめる。</p>
26	要介護認定データを活用した地域分析手法に関する調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣は、介護保険事業（支援）計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、介護給付等に要する費用の額に関する年齢別・要介護認定別の状況等の情報について、調査及び分析を行うこととされ、 市町村は、厚生労働大臣に対し、上記に必要な情報を提供しなければならないこととされたところである。 <p>このため、本研究事業においては、各市町村や都道府県が要介護認定データも活用し、地域の実情に応じた第8期介護保険事業（支援）計画を作成するとともに、作成した介護保険事業（支援）計画の達成状況等の進捗状況を把握できるよう、市町村から提出された要介護認定データの分析、分析結果を踏まえた介護保険事業（支援）計画への反映手法等の開発して保険者支援のための手引き等の作成をする。</p>

番号	テーマ名	事業概要
27	利用者ニーズを踏まえた特別養護老人ホーム等のサービス見込量の推計方法に関する調査研究事業	<p>介護保険事業(支援)計画における特別養護老人ホーム(以下「特養」という。)のサービス見込量等は、直近の利用実績や入所申込者数を基に地域の実情を勘案して各地方自治体が推計しているが、各地方自治体は特養の量的拡充をどこまで進めるべきか苦慮しているところである。こうした状況を踏まえ、「一億総活躍社会」に向けた「介護離職ゼロ」の実現を目指すため、各地方自治体の取組が加速度的に推進するよう本研究事業においては、第8期介護保険事業(支援)計画の作成に向けて、各地方自治体が整備すべき特養のベッド数やサービス見込量等を設定するために調査すべき項目や調査方法、調査結果を介護保険事業(支援)計画へ反映させる手法等を調査・研究し、地方自治体支援のための手引き等を作成する。</p>
28	地域密着型サービス等の見込み量とそれを確保するための方策に関する調査研究事業	<p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針においては、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設等の各種地域密着型サービス等について、ニーズを反映した的確なサービス見込量とその確保のための方策を定めることが重要である旨記載されている。</p> <p>地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、各地方自治体における取組が円滑に進むよう本研究事業においては、地域密着型サービス等の整備が進んでいる地方自治体の成功例や整備に課題が生じている地方自治体等の事例を収集し、収集した事例に共通する要因(特に地方自治体における地域密着型サービス等への関わり方、広域型サービス指定に係る条件付け等の実態や有効性の考察を含む)の抽出、地域密着型サービス等の提供能力の育成と把握に関する標準的手法を調査・研究し、地方自治体支援のための手引き等を作成する。</p>
29	介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する調査研究事業	<p>介護保険サービスと保険外サービスの組み合わせについて、「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)を踏まえて平成30年度上期中に発出する予定の通知に基づく保険者等の運用状況を調査する。</p> <p>また、同計画を踏まえ、介護保険サービスと保険外サービスの同時一体的な提供の在り方等について、自立支援・重度化防止の阻害のおそれや保険給付増加の呼び水となるおそれ等の課題を踏まえて検討する。</p>
30	地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの活用に関する調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムを深化・推進する観点から介護保険制度外の民間市場で提供されているサービス(以下「保険外サービス」という。)を活用している保険者やケアマネジャーについて、その取組みの実施状況を把握するとともに、利用者の多様なニーズに対応するサービスの充実を図るため、保険者やケアマネジャー、市町村の産業政策担当者、有識者等の意見を踏まえながら、保険外サービスが担う役割や、更なる活用に向けた課題・方策を市町村の特性ごとに整理し、報告書を作成する。</p>
31	介護保険サービスにおけるマネジメントシステムの導入によるサービスの質の評価に係る調査研究事業	<p>介護保険施設におけるマネジメントシステムの導入(褥瘡のマネジメントに係る評価を含む)による各ハザードの発生予防・改善との関連等について調査するとともに、マネジメントシステムの導入に係る課題等についての考察を行う。</p>
32	介護領域におけるエビデンスの網羅的・系統的な調査収集方法の検討	<p>平成33年度介護報酬改定、及びその後の介護報酬改定は、従来に増して科学的根拠に基づいて実施することが求められており、そのために科学的裏付けに基づく介護にかかるデータベースの整備構築等が進められているところである。しかし、そもそも、これまで介護領域においてどのような研究が行われ、どのようなエビデンスが蓄積されてきたかは必ずしも明らかでなく、今後のエビデンス構築に当たっては、その基礎となる既存のエビデンスの確認が急務である。本件事業は、その準備として、介護領域におけるエビデンスの収集・整理・把握を網羅的・系統的に実施する方法を検討し、提案するものである。当該検討には、システムティックレビューを行う上でのデータベース選択、検索条件等の詳細に係る検討や、介護報酬改定に先立って国内の研究者等から情報を収集し、整理、評価するための具体的方法の検討を含む。なお、システムティックレビューの方法に係る検討については、実際に検索の試行等も行い、実現可能性の高い結論となるよう留意する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
33	要介護認定等データ及び介護レセプトデータを用いた要介護度変化の予測モデルにかかる実現可能性等の調査	<p>個々の介護事業者が提供するサービスの心身機能の維持・向上の効果をより適切に評価する上で有用な、各属性・状態の高齢者の要介護度の平均的な経過を明らかにするため、要介護度の自然推移を精度高く予測するために必要な条件(集団の特性、必要な情報等)を、介護保険総合データベースを用いた後方視的な調査を通じて明らかにし、とりまとめる。次いで、とりまとめた内容を踏まえ、実際に要介護度の自然推移を予測する方法を立案する。また、それにより真に精度の高い予測が可能であることを前方視的に確認するための調査を企画する。</p>
○在宅サービス		
(医療系サービス)		
34	リハビリテーションを行う通所事業所における栄養管理のあり方に関する調査研究事業	<p>回復期医療におけるリハ対象の入院患者では、何らかの栄養障害を有する者が半数以上みられ、やせの者の割合も入院時に比べて退院時の方が高くなっているとの報告がある。</p> <p>また、回復期医療では、低栄養状態の者に対して、管理栄養士がリハ計画書の作成段階から参画し、患者の栄養状態やリハの進捗状況を踏まえて個別の栄養管理を実施した場合、約9割の患者において栄養状態が改善し、栄養状態の改善者では有意なADLの改善が認められたとの報告がある。</p> <p>こうした中、平成30年度診療報酬改定では、患者の栄養状態を踏まえたリハやリハに応じた栄養管理の推進を図る観点から、一部の回リハ入院料について、管理栄養士のリハ実施計画等の作成への参画等、栄養管理に係る取組が要件化される予定である。</p> <p>一方、介護では通所事業所等で自立支援に向けたリハが推進されており、通所では栄養改善加算による栄養改善サービスがあるが、通所サービスは入院医療等とは異なり、毎日3食の食事提供を行うものではなく、通所利用時という限られた時間の中で、在宅での生活状況等も十分踏まえた上で、適切な栄養管理となるよう支援していく必要がある。</p> <p>そこで本事業では、リハを行う通所事業所(通所リハ、介護予防通所リハ)を対象に、リハを行う通所利用者のリハビリテーション、栄養管理の状況等について実態把握を行うとともに、通所事業所でのリハビリテーションに適した栄養管理のあり方について検討を行う。</p>
35	通所サービス利用者等の口腔の健康管理及び栄養管理の充実に関する調査研究事業	<p>通所介護サービスにおける口腔機能向上加算や栄養改善加算については、実施状況が低く、十分に提供されていない可能性がある。そういった状況も踏まえ、平成30年度介護報酬改定において、栄養スクリーニング加算の創設等の見直しが行われるところである。</p> <p>そこで、通所介護サービスの利用者等の口腔の健康管理及び栄養管理の充実を図るため、口腔や栄養に関する介護サービスの提供状況や口腔や栄養の状態の変化等を含め実態を把握する。その結果も踏まえ、口腔や栄養に関する介護サービスの提供に係る課題の抽出、対応策の検討等を行う。なお、調査にあたっては、創設される栄養スクリーニング加算の実施状況や実施した職種の違い等も踏まえて、通所介護サービス事業所に加え、口腔機能向上加算や栄養改善加算を提供する専門職に対する調査も行う。</p> <p>また、通所介護サービスの利用者等の口腔や栄養に関する情報の介護支援専門員への提供状況、介護支援専門員と歯科医師や管理栄養士等との連携の実態を把握し、課題の抽出、対応策の検討等を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
36	リハビリテーションの医療機関・施設から在宅への円滑な移行に関する調査研究事業	<p>医療機関や介護老人保健施設から退院・退所後に早期から介護保険のリハビリテーションを開始する必要があるが、平成27年度介護報酬改定検証調査(平成28年度調査)によると、退院後に通所リハビリテーションの利用を開始した者の44.2%は退院から通所リハビリテーションの利用開始まで2週間以上かかっているとの報告があり、必ずしもそれがなされていないことが課題となっている。</p> <p>本調査研究事業では、入院・入所のリハビリテーションから通所・訪問リハビリテーションへの円滑な移行について議論を深めるために、退院・退所から介護保険のリハビリテーション開始までの間のタイムラグを決める要因を医療側、介護側双方において多角的に分析してモデル構築を行い、次いで当該モデルを踏まえつつ実態把握を行う。</p>
37	訪問・通所リハビリテーションのデータ収集システムの活用に関する調査研究事業	<p>「通所・訪問リハビリテーションのデータ収集システム(以下「VISIT」)」は、リハビリテーションマネジメントに係る計画書等の情報を収集し、分析した結果を事業所へフィードバックすることを目的に、平成28年度に構築し、平成29年度から運用を開始している。平成29年度にはVISITで収集するデータの活用方策、VISITを用いたリハビリテーションの質の評価、分析結果の事業所へのフィードバック方法等について有識者等による委員会を開催し検討している。</p> <p>本調査研究事業では、検討されたフィードバック方法により、個人及び事業所へのリハビリテーションの質の評価のフィードバックを行い、その有用性等を調査する。また、VISITに提出される計画書のデータについては、平成30年度介護報酬改定により提示される新様式へ移行される予定となっており、新様式で収集されるデータの活用等についても併せて研究する。</p> <p>【本事業の特記条件】 なお、調査研究に当たっては、リハビリテーション及びデータベースにかかる有識者等による委員会を開催し、また、フィードバックした事業所等や、必要に応じてVISITユーザや保守管理を行う業者等へのヒアリング、意見交換を行うこと。</p>
38	看護小規模多機能型居宅介護及び療養通所介護の特性に関する調査研究事業	<p>主に医療ニーズ等のある利用者を対象とするサービスという観点から、小規模多機能型居宅介護との比較も含め、看護小規模多機能型居宅介護の実施主体別(事業実施前の実施サービス別等を含む)の特徴に応じたサービス内容や利用者像の特性を明らかにするとともに、地域における重症心身障害児・者の受入の有無別等の療養通所介護のサービス内容や利用者像の特性等の実態について把握する。両サービスの実態把握から、サービスにおける共通点や相違点等を明確にし、その分析により、効果的かつ効率的な介護サービスの提供の在り方の検討に資するものとして提案を行う。</p>
39	訪問看護事業所における看護師等の従業者数の規模別にみたサービス実態に関する調査研究事業	<p>訪問看護事業所の従業者数等の規模別に、介護予防訪問看護も含めたサービスの提供実態や事業所間の連携の状況、事務等の効率化への取組、地域における訪問看護人材の確保等への取組等に関する実態を把握する。地域特性を踏まえたうえで、事業所の規模に応じた特徴を活かすサービス提供の在り方を提示するとともに、併せて取組の好事例を収集することで、地域における在宅療養支援の更なる基盤の強化を図る。</p>

番号	テーマ名	事業概要
40	訪問看護サービス等における専門性の高い看護師によるサービス提供のあり方に関する試行的調査研究事業	<p>診療報酬においては、一定の研修を受けた専門性の高い看護師(以下、「専門の看護師」という。)による訪問等に対し評価がなされているが、介護保険においては専門の看護師によるサービス提供に対し評価がなされていない現状がある。そこで、介護保険による訪問看護や看護職員が加算等で関与する地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護)における、専門の看護師による指導等が必要となる利用者のニーズ等を把握したうえで、専門の看護師が利用者の身体の状態や家族の介護力等を踏まえ、関係職種との連携体制を構築し、自立支援等の状態改善に向けた一貫した質の高いサービスを試行的に提供し、その評価を行い、専門の看護師との連携を前提としたサービス提供の在り方について提案を行う。</p>
41	歯科医療・口腔ケアによる口腔機能の維持、全身の健康増進及び社会性の維持向上を通じた地域包括ケアシステムの推進に関する調査研究事業	<p>高齢者の自立支援と重度化防止の取組に向け、現状を見てみると、歯科診療を必要とする人は多いが、口腔ケアに関する健診や健診後のフォローを受けることが少ない。</p> <p>このため、治療とケアが一体となった時の効果についても知られていない。自治体と連携して、口腔内の衛生状態を改善することで、①誤嚥性肺炎の防止、②口腔機能維持による低栄養の予防、③食べる楽しみ、話す楽しみ、噛むことによる認知症のリスクを押さえるなど、口腔疾患と口腔に起因する全身疾患の予防につながり、高齢者や障害者のQOLの向上と健康長寿につながっていることを調査研究において検証し、成果を取りまとめた報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 事業対象自治体の選定にあたっては、地方厚生局と協議の上、選定する計画となっていること。</p>
(介護系サービス)		
42	福祉用具の提供に係る必要な専門性等に関する研究事業	<p>福祉用具については、平成30年度から、福祉用具専門相談員が機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示するほか、利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること等が義務化される。</p> <p>こうした中で、福祉用具の貸与等に当たっては、利用者の置かれている環境等を踏まえながら、専門的知識や経験に基づき提供していくことが一層求められる。</p> <p>本事業においては、これらの取組を着実に実施していけるよう、利用者へのアセスメントやケアマネジャーなど関係職種との連携の実態を調査するとともに、福祉用具の提供に係る必要な専門性等について考察し、報告書をまとめる。</p>
43	福祉用具及び住宅改修に関するエビデンス構築に向けた研究事業	<p>福祉用具については、平成30年度から、商品ごとに貸与価格に上限を設けるほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること等が義務づけられる。</p> <p>あわせて、住宅改修についても、平成30年度から、福祉専門職など知見を備えた者が関する等の仕組みを全国的に広げることとしている。</p> <p>本事業においては、これらの見直し内容に係る実態を調査・考察し、エビデンスに基づいた支援の在り方について報告書をまとめる。</p>
44	小規模多機能型居宅介護の役割に関する調査研究事業	<p>2025年に向けて、介護サービスの確保が進められているところであり、中でも在宅の中重度者を支える小規模多機能型居宅介護が特に普及・促進が求められるため、より質の高い小規模多機能型居宅介護が推進されるよう早急に検討を行うことが必要である。</p> <p>高齢化が進む都市部における小規模多機能型居宅介護の在り方や入浴介助を含む中重度者への介護の在り方について、実態を調査するとともに、今後の小規模多機能型居宅介護に求められる役割について検討し、報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
45	訪問入浴介護の今後のあり方に関する調査研究事業	限られた介護人材の中で、訪問入浴介護事業が継続されていくために、サービスの提供の在り方について早急に検討を行うことが必要である。 訪問入浴介護事業の実施に当たっては、看護職員と介護職員を確保することが必要である。今後の訪問入浴介護のサービス提供の在り方について、他の介護サービスの事業者との連携も踏まえた可能性について検討し、報告書を作成する。
46	訪問介護におけるサービス提供状況に関する調査研究事業	訪問介護におけるサービス提供状況に関して、以下のとおり、調査を行い、報告書を作成する。 ・訪問介護の身体介護・生活援助について、利用者の在宅生活にどのような影響を与えているのかについて、専門家が個別訪問を実施し、利用者・家族からのヒアリングを中心として調査を行う。 ・身体介護中心型と生活援助中心型の区別がどのように行われているかについて調査を行う。 ・平成30年度介護報酬改定後における要介護者の生活や人材確保・介護職員の働き方に対する影響(新研修修了者の処遇実態調査を含む)及びサービスの質や提供状況の調査を行う。
47	定期巡回・随時対応型訪問介護看護における平成30年度報酬改定の影響に関する調査研究事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護における、同一建物等居住者へのサービス提供に係る報酬の見直しやオペレーターの兼務など人員基準の緩和によりサービスの質が維持されているのかなどについて、実態を調査するとともに、定期巡回型サービスの普及に向けた方策について検討し、報告書を作成する。
48	通所介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業	通所介護(地域密着型を含む)については、平成30年度介護報酬改定において、2時間ごとの設定としている基本報酬について、サービス提供時間の実態を適切に評価する観点から、時間区分を1時間ごとに見直すとともに、通所介護事業所と通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等との連携による機能訓練を推進するための生活機能向上連携加算を設ける等、自立支援、重度化防止に向けたサービスの充実を図ったところであるが、その実施状況を把握するとともに、その効果を検証し、報告書を作成する。
49	在宅介護サービス等のケアとその効果の関連についての既存指標等を用いた比較調査研究事業	平成30年度の介護報酬改定において、通所介護について、心身機能の維持に係るアウトカム評価の加算(ADL維持等加算)が導入されたが、次期介護報酬改定に向けて、在宅介護等の既存の様々な取組(ケア)について、ADL維持等加算で採用されているBarthel Indexに限らず、FIMや要介護度、日常生活自立度、ADL・IADL、意欲、活動と参加の状況など、既存の様々な評価指標などを用いて、その効果を比較・分析する調査研究事業を実施し、報告書を作成する。

番号	テーマ名	事業概要
○施設サービス		
(介護施設共通)		
50	介護施設等における介護の透明化と質の適正化についての調査研究	<p>高齢者虐待や身体拘束への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、以下の2つの調査研究を実施する。</p> <p>① 介護施設等への外部の目としての介護相談員の今日的な役割についての検討 「介護相談員派遣等事業」については、制度創設から18年が経過していることから、これまでの効果検証等を行ったうえで、この間の法改正や今日的に介護相談員に期待される役割(施設等への「外部の目」としての機能等)を踏まえ、事業のあり方(今後の改善点等)について検討を行う。</p> <p>② 介護の質の適正化とりわけ身体拘束の今日的な課題の整理と対応策の検討 身体拘束については、技術の進展により、介護保険法制定時には想定されていなかった新たな形態での拘束が発生しているとの指摘もあり、今日的な課題や対応策(代替策)等について調査分析を実施し、新たな類型等について整理を行い、自治体へ周知することで、高齢者の尊厳の保持を図る。事業実施に当たっては、知見を有する者からなる委員会を設置し、検討を行う。</p>
51	高齢者施設等における感染症対策に関する調査研究事業	<p>高齢者施設(介護保険三施設)における感染症対策は、基準省令で様々な要件が規定されており、実施にあたっては、老健事業により作成した「高齢者施設等における感染症対策マニュアル」を参照するよう、通知で示している。同マニュアルは、平成17年に作成されたものを、数年に一度、施設における感染症の動向や新たな知見を踏まえ改訂しており、今回、必要な検討及びマニュアルの見直しを行う。</p>
52	長期療養を目的とした施設におけるリハビリテーションの在り方等に関する調査研究事業	<p>平成30年度より介護医療院が創設されることを踏まえ、長期療養を目的とした施設においても重度者の嚥下機能や排泄機能を含む生活機能を維持改善するためのリハビリテーションが行われることが重要である。</p> <p>本事業では、介護医療院及び介護療養型医療施設における主として寝たきりの重度者に対するリハビリテーションの実態把握を行うとともに、生活機能を維持改善するためのリハビリテーションの在り方について検討を行う。</p>
53	介護老人保健施設の目的を踏まえた施設の在り方に関する調査研究事業	<p>平成29年介護保険法改正では介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能を明確化し、平成30年度介護報酬改定では在宅復帰・在宅療養支援機能に応じたきめ細かな評価が行われた。今後、各施設における在宅復帰・在宅療養支援機能を高めるための課題及び改善策とともに、施設の在り方について検討を行う必要がある。本事業では、基本型や在宅強化型等の在宅復帰・在宅療養支援機能を評価された施設やそれ以外の施設、介護老人福祉施設、有料老人ホーム等との比較を含め調査を行い、今後の施設の在り方について検討を行うものである。</p>
54	医療提供施設である介護保険施設における医薬品の安全使用等に関する調査研究事業	<p>今般、本邦で偽造品流通事案が発生したこと等を踏まえ、医療提供施設である介護保険施設(介護老人保健施設、介護医療院)においても偽造医薬品流通の未然防止を含む全般的な医薬品の安全使用のための措置を講ずることが重要である。</p> <p>本事業では、病院等で作成が義務づけられている「医薬品の安全使用のための業務手順書」の作成マニュアルを参考に、介護老人保健施設・介護医療院における医薬品の安全使用のための業務手順書の作成マニュアル(医薬品の購入、管理、処方・調剤・投薬・注射等の使用、廃棄、事故発生時の対応等)を作成する。</p> <p>また、薬局の薬剤師をはじめ多くの薬剤師が介護老人保健施設や介護医療院の入所者の特徴や各施設の機能・役割を十分に理解できていないとの意見があることを踏まえ、介護老人保健施設や介護医療院で主催する薬剤師向けの研修内容を整理する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
55	施設系サービスにおいて排泄に介護を要する利用者への支援にかかる手引き等の作成	平成30年度介護報酬改定において、排泄の支援に係る加算に新たに評価を行うことが検討されていることを受けて、排泄に関連した支援がより円滑に行われるよう、各種ガイドラインが立脚しているエビデンスを踏まえつつ、介護保険の施設系サービスにおいて従事者が理解しやすく、活用しやすい手引き等を作成する。
56	介護保険施設等における口腔の健康管理に関する実施状況の把握及び協力歯科医療機関等の役割に関する調査研究事業	平成30年度介護報酬改定において、口腔衛生管理体制加算の対象サービスの拡大や口腔衛生管理加算の実施回数等の見直しがされることである。これらの口腔衛生に関する加算をはじめ、介護保険施設等における口腔の健康管理に関するサービスの実施状況等を把握・分析を行う。 また、介護保険施設等では、協力歯科医療機関を定めておくよう努めることとなっているが、協力歯科医療機関の業務内容は明示されていない。介護保険施設への調査では、協力歯科医療機関に行ってもらいたいが行われていない業務があるとの結果もある。協力歯科医療機関が、介護保険施設が求める業務が提供出来ていない理由等について、協力歯科医療機関・介護保険施設の双方への調査を行い、入所者の口腔の健康の維持を図るため、調査結果を踏まえ、協力歯科医療機関や介護保険施設としてどのような対応を行う必要があるのかを示すガイドラインを作成する。
(特別養護老人ホーム)		
57	特別養護老人ホーム等における看護体制強化のための調査研究事業	特養の入所者の重度化や医療ニーズへの対応が増加する中、施設における管理体制の強化は重要な課題であり、外部医療機関の専門看護師等を活用し、質の高いサービスが提供できるよう施設内での感染管理や褥瘡対策、安全管理等の研修やコンサルテーション、施設内の管理体制確認等をモデル的に実施し、効果等を検証する。 また、介護保険施設等に勤務する看護管理者に必要な研修カリキュラム策定及びカリキュラムに則った研修を実施・評価し、今後の管理者育成について検討する。

番号	テーマ名	事業概要
○高齢者向け住まい対策		
58	要援護高齢者等の居住支援・生活支援の取組に関する普及啓発等事業	<p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、一定の医療・介護ニーズにも対応可能な、見守り等の付いた低廉な住まいが多様に整備される必要があり、これまでも要援護高齢者等の居住支援・生活支援の取組を推進するため、既存の空き家を活用したモデル事業の実施、モデル事業の結果を踏まえた地域支援事業(高齢者の安心な住まいの確保に資する事業)の見直し、新たな住宅セーフティネット制度など関連施策の周知を行い、本取組の普及啓発を進めてきたところである。</p> <p>一方、自治体の福祉部局や社会福祉法人、社会福祉協議会の多くは「住まい」についてノウハウ(不動産事業者等との連携方法等)がないため、関心は高まりつつあるものの、事業の実施までには至らないケースも多い。</p> <p>本事業では、要援護高齢者等の居住支援・生活支援の取組を進める又は進めようとしている実施主体へ総合的に支援を行うため、多様な実施主体に対応できるマニュアルの作成、意見交換会等を通じた実施主体への個別支援、調査研究成果のシンポジウム等による全国的な普及(居住支援サミット)を行う。</p>
59	住宅団地における介護サービス等の提供に関する実態調査研究事業	<p>団地という住み慣れた地域に住み続けられることを目的としたこれらの取組は地域包括ケアシステムの1つの形であり、これらの取組を支援していくこと地域包括ケアシステムの推進に資するものである。</p> <p>また、団地における取組は、一般的な住宅地における取組に一般化することが可能であり、団地における取組の検証は地域包括ケアシステムの推進にも資するものと言える。</p> <p>このため、団地に居住する高齢者の状況や介護サービス等の利用状況等について実態を把握するとともに、先進的に取組が始まっている団地における成果や課題の整理等を通じて、地域包括ケアシステムを構築する上での介護サービスの提供の在り方を検討する際の材料とする。</p>
60	有料老人ホーム等に対する指導監督に関する実態調査研究事業	<p>都道府県等における有料老人ホーム等の指導監督の実態を把握するとともに、指導監督における課題を整理することにより、入居者の保護を図りつつ、有料老人ホームの特徴を生かした運営を可能にするために必要な指導監督の在り方を検証する。</p>
61	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業	<p>これらの高齢者向け住まいは、民間企業を中心に運営され、民間の創意工夫のもと施設形態や提供サービスも多様化している。このため、施設概要(規模、居室数等)、入居者の属性(定員数、要介護度、認知症の程度等)、介護・医療サービスの利用状況、運営状況(職員体制、サービスの提供状況等)、介護予防への取組状況など、高齢者向け住まいの実態把握を行い、国として動向を把握するとともに、先進的な事例を収集し、そのほかの事業者への水平展開に資するよう整理する。</p> <p>また、経年的に把握している基礎的データと比較することにより、高齢者向け住まいの経年変化の実態分析を行うとともに、高齢者向け住まいが果たすべき役割や機能のあり方について検証する。</p>
62	高齢者向け住まいにおける看取り等の推進のための研修に関する調査研究事業	<p>高齢者向け住まいにおける看取りが進みにくい要因の一つとして、介護職員等の看取りに対する理解が進んでいないことが考えられる。</p> <p>このため、高齢者向け住まいに関わる職員等の看取りへの理解が深まるよう、看取りに関する研修のプログラムについて検討する。</p> <p>また、研修を通じて看取りに対する理解への影響を検証し、効果的な研修方法・内容について検討する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
63	集合住宅における訪問介護等のサービス提供の在り方に関する調査研究事業	サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅における訪問介護等のサービス提供実態(住民意識・提供者実態等)や経営状況等を把握・分析するとともに、サービス付き高齢者向け住宅における訪問介護等のサービス提供の在り方や高齢者の集住における適切な在宅介護の在り方について検討し、報告書を作成する。
64	地域包括ケアにおける北海道版「住」のイノベーション実現化のための調査研究	<p>北海道版「住」のイノベーション(「広域分散」、「積雪寒冷」等の北海道特性を踏まえつつ、オンライン診療の他、ICT・IoT活用をはじめとするSociety5.0関連医療介護政策の北海道としての実装化と、地域経済・資金調達・人材確保・健康寿命の延命・産業創出・教育など様々な面を取り込んだ昨今のまちづくり政策の北海道としての実現化の両面について“住まい”を基軸として考えるイノベーション)実現化のため、ICT等のサービス利用料を低廉にするための方策検討、ユーザーフレンドリーなIoTデバイスの活用等の仕組みの検討及びセキュリティ技術開発をはじめとする非競争領域を事業者連携で進めるための方策検討、導入資金及び規制等住イノベーションに対応した居住環境整備等の調査研究を進め、システム全体像を見据えた関係者・機関からなるプラットフォーム形成を前提とした調査研究会の元、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画になっていること。</p>
65	中山間地域等(離島及び中山間地域)の小規模自治体における居住支援、移動支援のあり方と市町村、県及び地方厚生局、地方整備局、地方運輸局の役割に関する調査研究事業	<p>中山間地域等(離島及び中山間地域)における居住支援及び移動支援に着目した地域包括ケアシステムの構築事例を収集し、先行する要因を分析する。あわせて、居住支援、移動支援のための市町村、県及び地方厚生局、地方整備局、地方運輸局の役割について検討を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 中国四国厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○介護予防・日常生活支援		
66	地域支援事業における介護予防の取組に関する調査研究事業	<p>介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業について、①実施しているプログラムや取組の内容、②実施していない市町村については、実施していない理由等を把握するための実施状況調査及びヒアリングを行う。その上で、実施に課題を抱える市町村に対して、国や都道府県の支援のあり方を有識者等からなる委員会で検討する。</p>
67	介護予防の取組による高齢者への影響及び経済的効果に関する既存の研究等調査事業	<p>介護予防の取組の高齢者の影響や経済的効果に係る国内外の研究等のシステマチックレビューを行うとともに、自治体での運用状況に関する調査を行う。調査内容や結果については有識者等からなる委員会を開催しまとめるとともに、介護予防の高齢者に与える影響や経済的効果を検討するにあたっての課題を抽出する。</p>
68	地域におけるリハビリテーションの活用促進を目指した調査研究事業	<p>平成26年介護保険法改正により、リハビリテーション専門職等の介護予防の取組への関与を強化する観点から地域リハビリテーション活動支援事業を創設したが、市町村におけるリハビリテーション専門職等の確保の困難性が指摘されていた。そのため、平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の努力義務化が図られた際、都道府県に期待する支援の一つとして地域リハビリテーション推進の枠組み等を活用した人的支援も含まれた。現在、厚生労働省において地域リハビリテーションについて調査はされておらず、都道府県の体制の有無、体制がある場合の具体的な体制、稼働率等は不明である。</p> <p>本調査研究事業では市町村の介護予防等の取組におけるリハビリテーション専門職等の更なる関与の促進の為に、現在の都道府県における地域リハビリテーションの体制を明らかにするとともに、市町村支援の充実の観点から関係団体との連携、現行制度で効果的・効率的に市町村単位でも稼働する体制等や地域リハビリテーション活動支援事業との連動について検討し、手引きを整備する。</p>
69	地域課題が介護予防の効果に与える影響に関する調査研究事業	<p>市町村がそれぞれの実情に応じ様々な取組を行っており、その評価を通じて、地域課題を把握し、地域包括ケアシステムを構築していく上で有効な支援ツールとなるよう、地域包括ケア「見える化」システムの中で介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について、経年比較、地域間比較が可能となるように「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」を示している。また、この他にも各自治体が高齢者の状態等に関する様々な指標を設定し調査を行っている。</p> <p>こうした調査データの活用については、例えば地域の単身高齢者世帯の割合と要介護認定率との関連といった、相関分析等の研究は多く行われてきた。一方で、他の地域課題や介護予防の影響を除いた上で、ある地域課題が効果を測定する指標に与える影響を明らかにするといった研究は少ない。</p> <p>本事業では、様々な地域課題が介護予防の効果測定する指標に与える影響について検討を行い、調査等の見直しや市町村がそれぞれの取組の効果を検証する際に参考となる知見を得る。</p>

番号	テーマ名	事業概要
70	官民共同による地域の実情に応じた特徴的な通いの場等の立ち上げに関する調査研究事業	<p>これまで住民主体の通いの場の創設を推進してきたところであるが、通いの場で行われている取組の多くは体操や趣味活動となっている。</p> <p>その中でも男性の独居高齢者など、地域の通いの場にあまり参加していない高齢者をターゲットとした取組や様々な専門職が関わる取組など、官民間問わず特徴的な取組が様々な地域で実施されている。</p> <p>これらの特徴的な取組を収集し実施に至るプロセスを行政側の視点と民間等の視点から、実施の背景とそのフェース(準備、実施、評価)ごとにまとめ、それぞれの段階ごとの課題を明らかにする。明らかにされた内容をもとに、他の市町村にも普及展開できるよう、取組のノウハウ等を手引き等として報告する。</p>
71	中山間地域におけるICT利活用によるフレイル・オーラルフレイル予防のためのベストプラクティス確立・普及に関する調査研究事業	<p>ICTを活用した要介護者等の身体状況や介護サービスの情報を医療職・介護職間で共有する体制(以下「ICT共有体制」と言う。)については、全国の中山間地域において様々な形で整備が進められているところである。</p> <p>このICT共有体制をさらに活用・発展させるため、必要なシステム改修を実施し、以下の3項目に対するシステム上、運用上のベストプラクティスを確立することを目的とした実証研究を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ICT利活用による訪問介護などの現場業務での口腔・栄養関連の情報収集・共有 2. 地域ケア会議における課題分析・解決策の検討 3. 住民の口腔・栄養健康リテラシー向上を図るための啓発事業の実施 <p>さらに、医療職・介護職が連携して口腔ケアに取り組むことが、住民への意識啓発も含めたフレイル・オーラルフレイル予防に繋がることについての効果検証も行うものとする。</p> <p>【本事業の特記条件】 四国厚生支局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画になっていること。</p>
72	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業等の取組について、把握すべき事項や把握の方法等の検討を行い、これに基づき、実施状況を把握した上で、定量的に分析するとともに、各市町村との意見交換等により定性的な課題を把握し、政策課題や対応策を整理する。</p> <p>なお、平成30年度は、生活支援体制整備事業の実施猶予期間が終了することから、これを踏まえた調査設計を行い、報告書を作成する。</p>
73	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の効果的な推進方法に関する研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業の推進のため、その実施状況を踏まえた個別課題の整理を行い、分類された課題を踏まえ、取組の推進モデル市町村を選定し、これまで老健事業等により作成されたマニュアル等も踏まえ、厚生労働省(本省や地方厚生(支)局)、都道府県等も関与したモデル事業を実施し、具体的な推進策に関するノウハウをまとめる。</p> <p>また、人口規模、高齢化率、地域様式、資源、地域運営組織等の地域づくりに関する他施策など、地域特性を踏まえた分類・一般化した地域づくりに関するノウハウをまとめ、あわせてノウハウ集及び報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○医療・介護連携		
74	地域包括ケアシステムにおける在宅医療・介護連携推進事業のあり方に関する調査研究事業	<p>これまで国は、8つの事業項目で構成されている在宅医療・介護連携推進事業の実施を推進するため、手引きの作成や研修会の実施を行ってきたが、市町村によっては、8つの事業項目にとらわれず、認知症施策との連動や全世代・各領域(母子、障害等)や災害時の対応も視野にいれた在宅医療と介護の連携の取り組みを試みる自治体も出てきている。</p> <p>このような取り組みに関して、事例を収集するとともに、地域包括ケアシステム構築の更なる推進のために、在宅医療・介護連携推進事業の内容を精査し、課題や対応策等を調査し報告する。</p> <p>そのために、在宅医療・介護連携に従来から取り組んでいる自治体や、最近取り組み始めた自治体等幅広くヒアリング等を行うとともに、有識者や自治体関係者などで構成される委員会を開催し議論を行うこととする。</p> <p>また、①地域包括ケア「見える化」システムでは、医療情報の掲載も予定されており、その活用方法や今後掲載することで市町村の取組の充実が図れる情報の検討、②平成30年度に創設される保険者機能強化推進交付金の評価指標の検討も併せて行う。</p>
75	都道府県個別支援型在宅医療・介護連携等推進調査研究事業	<p>在宅医療・介護連携等地域包括ケアシステムの整備に向け、例えば一つの都道府県では資源面から困難な在宅医療の専門家集団などの連携による理論的に構築された研修その他の都道府県個別支援を実施することは、都道府県の市町村支援スキルの獲得に繋がり、また、市町村の医療介護連携体制の構築にも繋がることから、地域包括ケアに関するこうした取組をモデル的に実施し、効果の検証を行うと共に、成果をとりまとめた報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 事業対象自治体の選定に当たっては、地方厚生局と協議の上、選定する計画となっていること。</p>
76	地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための都道府県及び地方厚生(支)局の支援に関する調査研究事業	<p>平成30年4月より全ての市町村において、在宅医療・介護連携推進事業が実施されることから、事業推進のために求められる都道府県の戦略的な役割、取組が進んでいない市町村も含めた支援のあり方について検討するとともに、各都道府県の状況が異なるため、個別に助言を行うコンサルティング型での支援も取り入れて、都道府県を支援する地方厚生(支)局の具体的な支援内容についての検討を行う。具体的には、厚生局ブロック単位での定期的な議論等により、情報共有(事例紹介を含む)、課題の抽出、解決策の検討を行うとともに、各都道府県での施策の実施、その後の評価を通じて、都道府県が行う具体的な支援に係るプロセス及び実施のポイントの検討を行い、都道府県及び地方厚生(支)局の役割を明らかにする。</p> <p>【本事業の特記条件】 近畿厚生局及び東海北陸厚生局が管轄する各エリアにおいて調査等を行う計画になっていること。</p>
77	退院支援の事例分析による在宅医療・介護への円滑な移行のための介護職視点を取り入れた在宅医療・介護連携促進に関する調査研究事業	<p>地域包括ケアシステム推進にあたり、在宅医療・介護連携体制の構築は要のひとつであるが、一定程度の検討事項が存在する。本事業では、医療・介護職が関与する「退院支援事例」を収集し、多職種での事例検討および統計解析を行う。最終段階として、介護職の視点を取り入れた「在宅医療・介護連携を円滑に行うためのガイドライン(異職種間コミュニケーションスキル)」を作成する。ガイドライン策定にあたり、十分な事例数の収集および関係団体等の有識者からの意見も踏まえ、議論を行うことが望ましい。</p> <p>【本事業の特記条件】 近畿厚生局が管轄するエリアにおいて調査、事業等を実施する計画になっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○認知症施策		
(認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進)		
78	認知症サポーターの地域での活動を推進するための調査研究事業	認知症サポーターの地域における様々な場面での活躍を推進するため、地域での活動につなげるための講座(ステップアップ講座等)の実施状況及び認知症サポーターの活動状況並びに認知症の本人やその家族が認知症サポーターに期待する活動等について調査・整理し、認知症サポーターを認知症の本人やその家族のニーズに応じた活動につなげるより効果的な手法(サポーター受講者の台帳管理によるマッチング、サポーター講座受講時における地域活動マップの配布等)について検討し、その手法をまとめる。併せて、認知症サポーターの具体的な活動の推進と認知症の本人の社会参加推進の観点から、上記調査結果等をもとに、認知症の本人に寄り添い活動をとみにしている事例を整理し、事例集としてまとめる。
(認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供)		
79	認知症サポート医研修のあり方に関する調査研究事業	かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役や地域での連携役としての役割を求められている認知症サポート医のさらなる資質の向上のため、認知症サポート医研修に関するさまざまな問題点や課題を明らかにするとともに、今後の当該研修のあり方や要件、カリキュラムの作成、研修体制等について検討し、報告書にまとめる。
80	歯科医師、薬剤師、看護職員向け認知症対応力向上研修の評価方法と受講後の実態に関する調査研究事業	認知症の早期診断、早期対応の体制整備や身体合併症等への入院時の適切な対応を推進するため、医療職が認知症の人への対応力を高めることが必要であり、平成28年度から歯科医師、薬剤師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を新たに開始した。これらの受講者について、受講後の実際の取組について調査の上、研修のより効果的なあり方について検討し、報告書にまとめる。
81	認知症の症状が進んできた段階における身体合併症に関する調査研究事業	認知症に伴う身体合併症への適切な対応を行うためには、急性期病院等における行動・心理症状(BPSD)への対応力を高めること、及び精神科病院における身体合併症への対応力を高めることが重要である。具体的には認知症の身体合併症等が進んできた場合の緩和ケアについては、入院当初の急性期やそれ以外の慢性期等、時期により異なる配慮が必要となる場合がある。このため、効果的な手法を調査の上、身体合併症等に適切に対応できる医療の提供の場の提供やその緩和ケアのあり方について検討し、報告書にまとめる。
82	認知症疾患医療センターの効果的、効率的な機能や地域との連携に関する調査研究事業	認知症の早期診断、早期対応の体制整備を促進するため、認知症疾患医療センターを全国500カ所を目指して整備しているところであるが、未設置の地域の整備をさらに促進するため、既存のセンターについて、都道府県内における機能・効果や地域との連携状況等について調査を行う。それらの結果をもとに、基幹型、地域型及び連携型のより効果的、効率的な機能や地域での連携役割について検討し、報告書を作成する。
83	認知症初期集中支援チームの設置後の効果に関する研究事業	認知症の早期診断、早期対応の体制整備を促進するため、平成30年4月にはすべての市町村に認知症初期集中支援チームが設置される予定である。今後、より効果的なチームの活動を推進していくため、全市町村でのチーム活動に関する実績調査を行い、チームのアウトカム指標の検討やチーム設置後の効果検証を行う。また、効果的又は先進的な自治体の取組について、事例集を作成する。

番号	テーマ名	事業概要
84	認知症グループホームにおけるケアの効果・評価に関する調査研究事業	<p>認知症グループホームでは、少人数の共同生活の中で職員と入居者の「なじみの関係」を重視し、一人ひとりの個性と生活リズムを尊重しつつ、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送れるよう支援を行うこととされている。一方で、新オレンジプランにおいて、「認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行うことが期待」されているところである。</p> <p>こうした認知症グループホームにおける取組の実態を調査するとともに、入居者のQOLの向上やBPSDの改善にどのような効果を与えているかを検証し、報告書を作成する。</p>
85	認知症介護従事者に対する研修の効果的な実施方法及び評価に関する調査研究事業	<p>認知症の人に対する介護の質の向上を図るためには、より多くの介護従事者が認知症介護に関する専門的な研修を受講することが望ましい。このため、認知症介護実践研修、認知症介護実践リーダー研修等をより多くの介護従事者が受講できるようにするための方策について検討する。特に、eラーニングの導入の可能性や、導入する際の具体的な課題や範囲、効果的なコンテンツのあり方に関する検討を行い、報告書を作成する。</p>
86	認知症地域支援推進員の活動の推進に関する調査研究事業	<p>地域での認知症施策を推進するため、平成30年4月にすべての市町村に認知症地域支援推進員が配置される予定である。認知症地域支援推進員が今後より効果的な活動を行えるよう、全市町村配置後の認知症地域支援推進員について、活動の実態を調査するとともに、推進員が認知症の人への支援を切り口に、地域のニーズや課題を把握し、社会資源の開発を行う等、認知症の人も含めた高齢者にやさしい地域づくりを進めているような好事例を把握し、活動事例集を作成する。また、調査結果から認知症カフェ等地域住民主体の活動の企画・運営や認知症介護指導者との連携の手法等、推進員の取組のポイントや普遍化できる要点について、現行の認知症地域支援推進員の活動の手引きに反映させる。</p>
(若年性認知症施策の強化)		
87	介護サービス事業における社会参加活動の適切な実施と効果の検証に関する調査研究事業	<p>現在、介護サービス事業所において、認知症の利用者を中心に、事業所の内外で社会参加活動を行う取組が広がりつつある。こうした介護サービス事業所の取組の実態を調査するとともに、こうした取組を行うに当たっての阻害要因や課題を整理し、介護サービス事業所が利用者の社会参加活動に取り組むためのガイドラインを作成する。</p>
88	若年性認知症の人の社会参加等への支援体制強化に関する調査研究事業	<p>若年性認知症の人については、就労や経済的な問題が大きく、また、社会参加など様々な分野にわたる支援が必要となる。特に企業に雇用されている若年性認知症の人の就労継続を実現するためには、企業の若年性認知症に対する理解が不可欠である。このような観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対し、若年性認知症の理解を促進するための方策 ・若年性認知症の人に対する就労継続支援、社会参加支援等の事例の収集及び収集事例の展開方策 <p>等について検討を行い報告書を作成するとともに、必要に応じてテキスト等の作成を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
89	地域共生社会の実現に向けた若年性認知症を含む認知症の方の就労、社会参加等の支援のあり方と、市町村、県と地方厚生局、労働局との連携方策、関係機関の役割に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現に向けて、認知症の方の社会参加、就労に着目して、先行する取り組み事例を収集するとともに、市町村、県、地方厚生局、各県労働局の連携方策、役割について検討を行う。特に、各県、政令市に配置されている若年性認知症コーディネーターの活動状況の把握、先行する事例の分析を行い、若年性認知症コーディネーターの効果的な支援策を調査検討する。</p> <p>【本事業の特記条件】 中国四国厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画となっていること。</p>
(認知症の人の介護者への支援)		
90	認知症の人の家族等介護者への効果的な支援のあり方に関する研究事業	<p>認知症の人の支援において、家族等介護者への支援は欠かせないものであるが、認知症カフェの設置や認知症の人の介護者支援のための手引きの作成等の取組を進めているところであるが、高齢者虐待等、認知症の人への介護者支援については、依然として課題がある。そのため、家族等介護者支援において、どの時期やどの時点で空白となる期間があるのか、またどの時期にどのような手段でアプローチをするのがより効果的なのか実態調査を行い、現行の家族等介護者支援の手引きに反映させ、より質の高い手引きを作成する。</p>
(認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進)		
91	認知症の人にとってやさしい地域づくりをユニバーサルデザインとして推進するための調査研究事業	<p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域において、実際に取組が行われている事例(小売店のレジのスローレーンの設置など)を収集するとともに、当該取組に対する認知症の人等の意見を収集・整理し、取組の効果等についてユニバーサルデザインとして発信(成果物の配布に加え、好事例への表彰や発表など)することにより、地域の実情に応じた認知症の人にとってやさしい地域づくりを推進する。</p>
92	認知症高齢者の行方不明時等における広域での支援体制構築に関する調査研究事業	<p>認知症高齢者等の見守り体制については、地域ごとに整備が進められているが、地域を越えて行方不明となる場合もあることから、広域での見守り体制を整備するため、既存の地域での取組を活かしつつ、広域搜索時の地域間連携や一時保護の体制、情報の発信方法、地域ごとに整備されているシステム機器(スマホアプリやGPSなど)間の連携方法等(インターフェース等)について検討するとともに、システムを活用した見守り体制の整備については、子供などにも共通するものであることから、総合的なシステムの活用方法等について検討する。</p>
93	認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に関する調査研究事業	<p>保佐・補助類型については活用が進んでおらず、ほぼ後見類型となっており、また、後見人の育成についても、市民後見人の育成及び活用には地域差がある。これらの状況を踏まえ、成年後見制度利用促進基本計画においても、保佐・補助の利用推進を図ること、地域住民の中から後見人を育成すること、法人後見の担い手を育成することとされている。</p> <p>このため、保佐・補助類型の活用の先進的な取組を展開すること、また、先進的な取組として金融機関が後見業務を行う事例があり、横展開が図れないか検討することが必要である。</p> <p>本事業では、認知症の人の保佐・補助活用の研究、好事例の収集を行うとともに、市民後見人の活用及び民間企業・金融機関での後見業務についての研究、好事例を収集し、報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
94	認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業	<p>成年後見制度利用促進法の施行を受け、設置された成年後見利用促進委員会において、「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援のあり方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」と指摘されている。</p> <p>平成29年度の老健事業において、「認知症の人の意思決定支援ガイドライン(仮称)」の策定を進めており、本研究の成果を活用し、意思決定支援の事例集の策定及び普及のための研修の在り方について検討を行う。また、研修の在り方の検討後にモデル的に研修を行い、報告書を作成する。</p>
(研究開発)		
95	本人視点を重視した認知症の医療や介護に資する先端技術の活用に向けた調査研究事業	<p>未来投資会議等において認知症領域は注目されており、先端技術を活用した医療や介護に役に立つ情報や課題の収集を推進することとされている。また、このような取組を進めるに当たっても、新オレンジプランの柱の一つである認知症の人やその家族の視点を踏まえていくことが重要である。本事業は、先端技術の活用のあり方について、認知症の人やその家族の意見も交えた社会実装を行うための具体的な取組についての考え方を整理し、報告書にまとめる。</p>
96	認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた難聴高齢者に対する音響整備や聴覚スクリーニング検査に関する調査研究事業	<p>難聴高齢者が増加しており、特に認知症に関して、高齢者における潜在的な難聴による影響で、認知症の検査時に必要な情報が本人にインプットできていない場合や周囲の音質の調整等も含めた環境整備による診察過程が必要な場面も想定され、聴力の影響を加味して検査を進める必要がある。本事業では、認知症高齢者等にやさしい地域づくりにむけた、認知症高齢者に適切な音響環境の設定や音質の影響に関する実態調査、そして認知診断前における聴覚スクリーニングの必要性の検討に関する調査を行い報告書にまとめる。</p>
97	認知症の研究を効率的・効果的に推進するための体制構築に関する研究事業	<p>認知症施策の推進に資する研究を進めるためには、現状と課題を様々な視点で多面的に捉える必要があるとともに、社会全体を俯瞰し現状と課題を整理した上で研究に結びつけることが重要となる。このため、認知症当事者や家族をはじめ、関係省庁やアカデミアなど関係機関等が共同する研究体制のあり方及び効果的・効率的な研究手法について検討し、報告書としてまとめる。</p>
(認知症の人やその家族の視点の重視)		
98	認知症の人の意見に基づく認知症施策の改善に向けた方法論等に関する調査研究事業	<p>認知症の人やその家族の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映させる取組を推進するため、自治体における認知症施策の評価方法等について調査する。認知症の人の意見を適切に認知症施策の評価に反映する手法について検討し、当該手法及び好事例をとりまとめて示すことにより、自治体において有効かつ実行可能な取組を推進し、認知症の人の視点に立った効果的な施策の着実な展開を促進する。</p>
99	認知症施策のアウトカムとして認知症のご本人やご家族の視点を重視した評価指標の確立に関する研究事業	<p>認知症施策総合推進戦略(新オレンジプラン)では「医療・介護サービス等の提供に関し、個々の資源の整備に係る数値目標だけでなく、これらの施策のアウトカム指標の在り方についても検討し、できる限りの定量的評価を目指す」としており、標準的な指標の確立が求められている。</p> <p>認知症の人とその家族に対して、生活の安寧度を示す認知症施策による具体的な評価要素を踏まえつつ、認知症施策に関する適正なアウトカム指標を作成・設定するとともに、その有効性を検証し、その評価指標を確立・普及するよう報告書をまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
(その他)		
100	国際的な認知症施策を踏まえた認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進に関する調査研究事業	認知症の人達にやさしいコミュニティの国際展開について、H28年度に開催されたG7保健大臣会合の神戸コミュニケにおいても「WHOの高齢者に優しい都市やコミュニティのグローバル・ネットワークの推進を含め、高齢者や認知症に優しいコミュニティの推進は、蓄積されたエビデンスを共有し、新たなデータを生み出し、認知症に対する理解を改善することで、認知症とともに生きる人々とその介護者を支援するアプローチである。」と言及されたところである。こうしたことを踏まえ、日本の認知症施策を推進・発信するために各国での認知症施策における好事例をまとめるなど、国際的な認知症に関する取組を調査研究をすること、また、認知症高齢者等にやさしい地域づくりについてのグローバル・ネットワークの推進について検討・調査し、報告書にまとめる。
101	認知症施策における民間活力を活用した課題解決スキーム等の官民連携モデルに関する調査研究事業	地域において、認知症に関する事業を実施していくに当たっては、現行の行政施策だけではなく新たなスキームで展開していくことも考えられる。ソーシャルインパクトボンド(SIB)等の課題解決型スキームはその可能性の一つであり、導入・活用が可能となるよう検討し、そのあり方について報告書をまとめる。
○権利擁護施策		
102	高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業	厚生労働省が経年実施している「高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査」について、集計及び諸々の分析を行い、自治体の要因分析等を促進するとともに、再発防止に向けた効果的な取組等(重篤事案等への対策等を含む。)について調査検討を行い、高齢者虐待の未然防止、早期発見等を図る。 とりわけ、近年、増加している有料老人ホーム等での虐待については、重点的に実態調査、要因分析を行い、自治体における正確な実態把握、適切な対応に資する調査検討を行う。 事業実施に当たっては、高齢者虐待防止に知見を有する者(学識経験者・弁護士・市町村職員・地域包括支援センター職員等)からなる検討委員会を設置し、課題の解決に向けた検討を行う。 また、当該年度の法の対応状況調査の集計・分析等を踏まえ、翌年度に向けた厚生労働省の調査票の改善等に向けた提言を行う。

番号	テーマ名	事業概要
○介護人材確保対策		
(人材確保)		
103	訪問介護等の介護現場における介護人材の構造に係る実態把握及び各サービスにおける事業所毎の介護人材の在り方に関する調査研究事業	介護現場において、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者(生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修、旧ヘルパー1級・2級研修修了者含む)、無資格者がどのように配置されているかなどの実態を調査し、介護現場における介護人材の配置状況の実態を把握した上で、サービス毎の望ましい職員構成について検討し、報告書を作成する。
104	地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者確保に関する事業の実施状況に関する調査研究事業	当該基金は平成27年度に都道府県に設置され、その基金を活用する事業は、都道府県が作成する計画に基づき実施されているため、地域の実情が反映される一方、全国的な見地から、より効果的な事業の取り組みの共有や分析が実施されていない現状がある。 そのため、事業の実施状況の把握、分析を行い、把握された有効かつ効果的に実施されている事例について、都道府県担当者を集めた意見交換会やセミナーなどのイベントを開催し、広く事例の横展開を図るとともに、更なる基金の活用策について検討し、報告書を作成する。
105	第8期に向けた介護人材の需給推計ワークシートの開発に関する調査研究事業	平成29年度に実施した「介護人材の働き方の実態及び働き方の意向等に関する調査」の結果などを踏まえ、介護人材の需給推計に用いるパラメータを検討するなど、第8期に向けて、実人員及び常勤換算での介護人材の需給推計に用いるワークシートの構成を検討する。 その上で、実人員及び常勤換算での需給推計が可能なプロトタイプワークシートを策定し、いくつかの都道府県でモデル的に推計を実施するとともに、課題等の検証を行う。
106	中山間地域等の医療、介護人材の確保のための先行事例の検証と多様な専門職養成施設、関係機関との連携に関する調査研究事業	中山間地域等の自治体のニーズを踏まえて、医療、介護等の専門職の人材確保策と、限られた人材のより効率的な活用策について、現状分析と提言を行う。 具体的には、(管理)栄養士、介護福祉士、社会福祉士等の多様な専門職養成施設との連携による、地域包括ケアシステムに関係する知識、技術(フレイル、相談支援、認知症支援)等の中学や高校の学生や教職員等への効果的な啓発方法や中高齢者等の参入促進を促す方策等について調査検討するとともに、ハローワーク、介護労働安定センター等の労働関係機関との連携により効果的な人材確保・離職防止事例を収集・検討し、市町村、県、地方厚生局の役割についても検討する。 【本事業の特記条件】 中国四国厚生局が管轄するエリアにおいて調査、モデル事業等を実施する計画となっていること。

番号	テーマ名	事業概要
(人材育成)		
107	介護事業者における体系的OJTの展開に関する調査研究	介護現場を学習の場と位置付け、介護職員に対するOJTを組織的、継続的に機能させていくためには、「組織」としての取組基盤の整備が不可欠だが、「取り組んでいない法人や取組が低調な法人の理由と活性化策」、「実施手順」等について、既に一定の成果を生み出している介護技術OJTの仕組みや、介護技術OJTの仕組みを組織的に展開している事業者の例を参考にした上で、①組織への導入の方法、②OJT指導担当等の効果的な配置、③OJTへの積極的な取組、④取組結果の人事評価への反映など、継続的な実施に必要な、一連のプロセス等を踏まえた手順等をまとめたガイドラインを作成する。
108	介護事業所の認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定に関する調査研究事業	地域医療介護総合確保基金において実施している認証評価制度について、全ての都道府県で実施されるよう、導入支援を目的とした優良事業所の認証基準などをまとめたガイドラインを策定する。 また、介護人材の確保・育成等に取り組む事業所の横展開を図るため、認証を受けている事業所での介護人材の確保・育成等の取組事例を収集するとともに、他の事業所でも取り組めるようそのノウハウを整理する。
109	介護人材の機能分化の推進に向けた中核的な役割を担う介護福祉士の育成内容に関する調査研究事業	社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において、平成29年10月4日にとりまとめられた「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」を踏まえ、介護人材の機能分化が促進されるよう、チームケアを進める上で、チームのリーダーに求められる「介護の実践者」「介護技術の指導者」「チーム内のサービスのマネジメントの実践者」としての役割を担うために必要な能力を身につけられるよう、研修内容を検討する。 研修内容については、働きながら実践的な能力を身につけることができるよう、OJTを中心とした研修内容とし、モデル的に研修を実施しその結果を踏まえ、研修ガイドラインを作成する。
110	介護職における喀痰吸引等の質の確保に関する調査研究事業	小規模事業所等において、介護職が喀痰吸引等を円滑に実施できるよう医療との連携に関する好事例を収集・分析するとともに、介護職が行う喀痰吸引等の医療行為の質を継続的に確保するためのモデルケースを提示できるよう、研修の実施体制を調査し、登録喀痰吸引等事業者及び登録研修機関で実施する研修やフォローアップ等を円滑に実施するためのガイドライン等を作成し、都道府県や業界団体等を通じて周知を行う。

番号	テーマ名	事業概要
○介護ロボット		
111	介護ロボットの効果的な活用方法に関する研究事業	<p>平成30年度介護報酬改定では、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、夜勤職員配置加算の見直しを行うとしたところである。</p> <p>あわせて、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、今後の課題として、介護ロボットの幅広い活用に向けて、効果的な活用方法の検討等を進めるべきといった内容が明記されたところである。</p> <p>本事業においては、介護ロボットの効果が最大限発揮されるよう、介護業務におけるロボット(見守り、移乗、排泄、移動、入浴分野)の効果的な活用方法を検討し、報告書を作成することとする。</p>
112	介護ロボットの評価指標に関する調査研究事業	<p>平成30年度介護報酬改定では、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、夜勤職員配置加算の見直しを行うとしたところである。</p> <p>あわせて、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、今後の課題として、介護ロボットの幅広い活用に向けて、効果実証等を進めるべきといった内容が明記されたところである。</p> <p>本事業においては、安全性の確保や介護職員の負担軽減・効率的な配置の観点も含めた介護ロボット(見守り、移乗、排泄、移動、入浴分野等)の効果実証のための評価指標を作成し、当該指標に基づき試行的な実証を実施することとする。</p>
113	介護ロボットの導入実態調査及び普及加速化に向けた研究事業	<p>介護ロボットについては、国が重点的に開発等の支援を行う分野を定めるなど、その開発や普及に向けた取組を進めてきたところである。</p> <p>介護施設等においては、国や都道府県等の導入支援事業を活用するほか、独自に様々な介護ロボットの導入に努めている。</p> <p>本事業においては、介護施設等における介護ロボットの導入実態を調査・考察し、現場ニーズを踏まえた開発と今後の更なる普及に向けた方策について提案内容をまとめることとする。</p>
114	介護ロボットの普及促進に資する啓発イベントの実施モデル事業	<p>介護人材確保対策の一環として、高齢者や介護者が利用したいと感じられる介護ロボットの開発・普及に向けた取組を進めている。</p> <p>開発企業や介護従事者の専門的な知識・経験の活用は重要であるが、例えば、福祉学部や工学部などの学生等においても、介護を取り巻く課題に向き合いながら、ロボット活用のアイデア検討等を通じ、介護に関する関心を高め、その担い手(社会資源)に繋げていくことも大切な視点である。</p> <p>本事業においては、介護ロボットが広く国民の身近なものとなるよう、学生等が専門職等の助言を得ながら、自らの視点でロボット活用のアイデア提案や活用事例の取りまとめなどを行うイベントをモデル的に実施することとする。</p>
○普及・啓発		
115	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業	<p>高齢者を含む誰もが住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケアの深化・推進に向けた課題等について、セミナーを実施するとともに、関係者が交流して意見交換ができるよう全国的なシンポジウムを開催する。</p>
○その他		
116	多様な主体による高齢者支援のための連携実態と地域住民の参画を促すための公的支援に関する国際比較調査研究	<p>介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる充実を図り、住民主体の取組を促進していくためにモデルとなる好事例や、それを補うための公的支援の整備などについて示せるよう、ヨーロッパ先進国の高齢者支援における行政、専門職、地域住民などの多様な主体による連携の実態や、地域住民等の参画を促すための公的支援に関する調査研究を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
117	介護事業経営実態(概況)調査の更なる精緻化に関する調査研究事業	<p>平成30年度介護報酬改定に関する審議報告における今後の課題として、地域区分については、実態を把握した上で引き続き検討していく必要がある旨の指摘があり、また、「介護事業経営実態調査の更なる精緻化を進めるとともに各種の調査・研究等を通じて、実態をしっかりと把握することが必要である」とされたことから、介護事業所の経営実態をより適切に把握するために介護事業経営実態(概況)調査等を用いた分析や調査手法について検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 平成31年度に介護事業経営概況調査の実施を予定していること等から、本事業については、平成30年9月頃までに完了し、その結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>
118	医療提供施設における介護領域の臨床研究に関する調査研究事業	<p>「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」が発足するなど、個々の介護サービスについて、利用者に及ぼす効果を科学的に検証することの重要性が指摘され、介護現場をフィールドとした臨床研究により仮説を実証していくことも今後必要になると考えられる。介護現場における臨床研究を行う際に、研究に関する各種指針に準拠することが必要であるが、そのための支援等については未だ検討がなされていない。</p> <p>本調査研究事業は、各種指針に基づき、医療提供施設の介護領域においてリハビリテーションに関連する臨床研究を行う際の課題等を明らかにし、必要な支援等を検討する。検討に当たっては、既存の研究状況を調査し、研究者や研究参加施設からのヒアリングを併せて行う。</p>
119	介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業	<p>本事業は、介護サービス事業者に対し、国及び自治体が提出を求める帳票等の実態把握、削減可能な文書または項目の洗い出し及び削減した場合の影響等の分析を通じ、文書量の削減に向けた提言を得ることを目的とする。</p> <p>本事業の対象は全介護サービスとし、対象となる文書は、介護報酬請求及び指定申請に関する文書とする。その際、先行して実施されている調査等を把握し、適宜活用する。また、実地指導については別途平成29年度から老健事業にて実態把握が進んでいることから、適宜その結果も踏まえて実施することとする。</p> <p>なお、文書量の削減に向けた提言にあたっては、単に文書量の削減のみならず、業務効率化の観点から、今後の介護分野におけるICT化の進捗状況を踏まえてを検討を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・実地指導に関する帳票は本事業の対象外とするが、今般公募する「実地指導における文書削減に関する調査研究」と適宜連携の上、実施すること。 ・実態把握及び削減に向けた提言案の取りまとめは、平成30年12月頃までに完了し、その結果について厚生労働省に報告できる計画になっていること。</p>
120	外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業	<p>外国人介護人材の受入環境の整備を進めるため、①今後受入れが本格化する介護分野の技能実習生について、受入れに当たっての課題や技能実習生の就労状況等の調査を行い、既に受入が進んでいるEPA協定に基づく介護福祉士候補者の学習・就労状況等を把握・比較の上、当該調査結果の分析を行い、国内監理団体、受入施設を対象に受入れのための手引きを作成するとともに、②在留資格「介護」の創設により、わが国の介護福祉士養成施設等への留学生が急増している状況を踏まえ、留学生の就労(資格外活動)状況や、留学生が日本で生活・学習を進める上で抱えている課題等の調査を行い、留学生のほか、養成施設等や受入予定施設を対象に、日本での生活・学習や受入れのための手引きを作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
121	北海道の「地域医療構想」と地域包括ケアの連携を実現する「住民主体のまちづくり」促進に向けた調査研究	<p>北海道の地域医療構想を踏まえ各構想区域に設けられた「地域医療構想調整会議」と各市町村単位での地域包括ケアシステム(医療・介護連携のみならず、住まい・交通の確保、見守り・生活支援・健康づくり等を含む。)の在り方の議論の連結に資するための住民主体の「議論の場」づくりの実践事例収集や民間企業との連携プラットフォーム構築のための手法検討などを行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画になっていること。</p>
122	その他上記に関連すると認められる調査研究事業	上記に関連する事業を実施する。

平成30年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議（公募）要領

- ◇ 標記国庫補助協議については、別紙様式(協議書)の提出によることとします。
- ◇ なお、協議書の作成及び提出については、以下1～4を十分に踏まえて行って下さい。

1. 提出書類：別紙様式「平成30年度老人保健健康増進等事業の国庫補助協議（応募）について」

2. 提出期限：平成30年3月30日（金）【郵送必着】

※ 持参の場合は、AM10:00～12:00、PM2:00～5:00の間のみ受付（入館手続きが必要となりますので、持参日の前日までに電話で老健局総務課に連絡してください。）

3. 送付先（提出先）：〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局総務課企画調整係（18F 1813号室）

（TEL：03-5253-1111（内線3908、3918））

4. 採択方針等

（1）老人保健健康増進等事業実施要綱の別紙に定める公募テーマ及び事業概要に該当している事業であって、その事業の効果が今後の施策等に反映できるものを対象とする。

※ テーマによっては事業概要欄に特記条件を付しているものもあるため、留意すること。

（2）原則として単年度で終了する事業を対象とする。（継続事業として採択した場合であっても、事後評価の結果によっては2年目の事業を採択しない場合がある。）

（3）他制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止（一般財源化）された事業並びに地方公共団体の補助事業により実施していたものは採択しない。

（4）事業の主たる目的である事務・事業を50%以上外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業は原則採択しない。

（5）事業の大部分が設備または備品購入費等であるものは採択しない。

（6）営利を目的とした事業は採択しない。

（7）補助対象額が50万円に満たない事業は採択しない。

（8）1事業当たり2,000万円を上限とする。（ただし、別表のテーマ番号22、73、119、120については2,000万円を超えることを可とする。）

(9) 対象経費の基準額は、「別紙4 2. 国庫補助協議（応募）額内訳書」記入上の留意事項の（4）積算内訳にあるとおりとする。

5. その他

採択事業の研究成果について、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に、厚生労働省の各公募テーマ担当部署へ相談してください。

※ 担当部署は採択時にご連絡いたします。

別紙様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省老健局総務課長 殿

（ 都 道 府 県 知 事 ○○○○ 印
市 町 村 長 ○○○○ 印
法人名及び代表者氏名 ○○○○ 印 ）

平成30年度老人保健健康増進等事業の国庫補助協議（応募）について

標記について、関係書類を添えて協議（応募）する。

1. 協議（応募）額 金 千円
2. 平成30年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議（応募）額調書（別紙1）
3. 法人の概況書（別紙2）
4. 事業の実施体制（別紙3）
5. 平成30年度老人保健健康増進等事業実施計画書及び国庫補助協議（応募）額内訳書（別紙4）
6. 事業実施年間スケジュール表（別紙5）
7. 老人保健健康増進等事業実施要綱第5条に基づく誓約書（別紙6）
8. 添付書類
 - ・ 平成30年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本又はこれに相当する書類
予算書には当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること
 - ・ 法人においては、①定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等、②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書）、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書

担 当 者

所属 _____
氏名 _____
TEL _____
FAX _____
E-mail _____
通知等送付先住所 〒 _____

【協議書類の提出にあたっての留意事項】

- ・ 協議書類は原則片面で印刷してご提出ください（ただし、添付書類については両面印刷のものでも構いません）。また、ホッチキス留めや書類に直接インデックスを付ける等はしないでください（全体をクリップ等により留めていただくようお願いいたします）。
- ・ 複数の事業について申請する場合は、別紙3～5は事業ごとに作成し、それ以外は複数事業をまとめて1つの様式で作成してください（添付書類も各1部で構いません）。
- ・ 協議書類は別紙様式に記載されている順に揃えてご提出ください。なお、複数の事業について申請する場合は、事業ごとに別紙3～5をまとめてテーマ番号順に並べてください。

（例）テーマ番号AとBの2事業を申請する場合

- ①別紙様式（1部） → ②別紙1、2（1部） → ③（テーマ番号Aの）別紙3～5
→ ④（テーマ番号Bの）別紙3～5 → ⑤別紙6（1部） → ⑦各添付書類（1部）

（「別紙様式」記入上の留意事項）

（1）「番号」

本協議（応募）書の提出にあたって、貴法人における、

- ①文書発信番号を付す場合：「番号」を削除し、当該文書発信番号を記入して下さい。
- ②文書発信番号を付さない場合：「番号」を削除し、空欄として下さい。

（2）「年月日」

本協議（応募）書の提出にあたって、貴法人における、

- ①文書発信番号を付す場合：当該文書発信番号に対応した日付として下さい。
- ②文書発信番号を付さない場合：本国庫補助協議（応募）書を提出（発送）する日付として下さい。

（注）なお、いずれの場合も、別途示している提出期限までの日付とします。

（3）「法人名」

- ・ 貴法人の名称及び代表者氏名の記入、並びに貴法人の公印を押印して下さい。

（注1）貴法人の名称については、必ず法人格名称も記載すること。

例：一般社団法人 ○○○○
社会福祉法人 ○○○○
国立大学法人 ○○大学
学校法人 ○○○○ 等

(注 2) 代表者氏名については、氏名の前に必ず役職名の記載をお願いします。代表者に特段の役職名がない場合でも、氏名の前には「代表」と記載して下さい。

例：理事長 ○○○○
会 長 ○○○○
代 表 ○○○○ 等

(4) 「1. 協議（応募）額」

- ・ 協議申請（応募）する金額（単位：千円）を記入して下さい。

(5) 「7. 添付書類」

- 「平成 30 年度歳入歳出（収入支出）予算（見込）書抄本又はこれに相当する書類」について
 - 本書類は、貴団体としての本事業（補助金）執行の意志を予算という側面から確認するためのものですので、当該趣旨に合致した書類を添付するよう十分ご留意願います。
- 「①定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等、②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書）、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書」について
 - 冊子や製本されたものをそのまま添付することは認めません。必ず A 4 サイズで該当書類をコピーしたものを添付して下さい。（片面、両面及びカラー、白黒は問いません。）
 - 複数の会計区分がある場合は、すべての会計区分に係る財務諸表を提出することとし、会計区分ごとの総括表を添付してください。

(6) 「担当者」

- ・ 今回の協議申請（応募）に関して、当方からの連絡及び照会（申請書類の修正、差替及び追加提出等含む。）の第一義的な窓口となる方の、所属（役職名まで記載のこと）、氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス及び通知等送付先住所^(注)を記入して下さい。

(注)「通知等送付先住所」について

当方から通知等を送付させていただく場合の住所です。確実に担当者の方の手元に届く住所を記載願います。（ビルの階数や部署名等まで詳細に）。

記載いただいた「通知等送付先住所」に「氏名」の方宛で送付させていただきます。

なお、人事異動や引越等により、「担当者」欄記載事項に変更が生じた場合には、速やかにご連絡願います。

平成 30 年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議額調書

都道府県、市町村又は法人名 _____

(単位：千円)

テーマ 番号	事業名	事業実施目的・事業内容	国庫補助協議（応募）額
合 計 (件)			

（「別紙1」記入上の留意事項）

- （1）「都道府県、市町村又は法人名」
 - ・貴団体名称を記入して下さい。
 - なお、「別紙様式」（1枚目）と同じ記載になっているか必ず確認して下さい。

- （2）「テーマ番号」
 - ・「別表」の「テーマ番号」の番号を記入して下さい。

- （3）「事業名」
 - ・協議申請（応募）される事業毎に具体的な事業名を記入して下さい。

- （4）「事業実施目的・事業内容」
 - ・協議申請（応募）される事業毎に事業実施目的と事業内容を、簡潔にまとめて記入して下さい。

- （5）「国庫補助協議額」
 - ・協議申請（応募）される金額を事業毎に記入して下さい。
 - ・各事業の合計金額（最下段の額）が、「別紙様式」（1枚目）の「1. 協議（応募）額」と同額になっているか必ず確認して下さい。

- （6）「合計」
 - ・「（ 件）」の（ ）内に協議申請（応募）される事業数を記入して下さい。

（「別紙2」記入上の留意事項）

「別紙2」については、地方公共団体は作成の必要はありません。

（地方公共団体においては、「別紙1」の次は「別紙3」を添付して下さい。その場合、「別紙様式」（1枚目）に記載する番号がずれますので、作成の際はご注意下さい。→「3. 事業の実施体制（別紙3）」以下同様）

（1）「法人名」「代表者氏名」

- ・ 貴法人の名称及び代表者氏名を記入して下さい。
なお、「別紙様式」（1枚目）と同じ記載になっているか必ず確認して下さい。

（2）「住所」「代表電話番号」

- ・ 貴法人の住所、代表電話番号を記入して下さい。

（3）「法人設立年月日及び任意団体設立の設立年月日」

- ・ 法人を設立する前に、前身団体として任意団体としての活動実績がある法人は、法人設立年月日とあわせて、任意団体の設立年月日を〔 〕に記入して下さい。

（4）「職員数」及び「会員数」

- ・ 貴法人の「職員」及び「会員」の人数を記入して下さい。
なお、組織上、会員がない場合には、「なし」と記入して下さい。

（5）「会員資格」

- ・ 会員資格は、定款、寄附行為又は規則等に定める内容を記入して下さい。
なお、会員がない場合には、「なし」と記入して下さい。

（6）「事業内容」

- ・ 記載例にかかわらず、定款、寄附行為又は規則等に定める事業内容を記入して下さい。

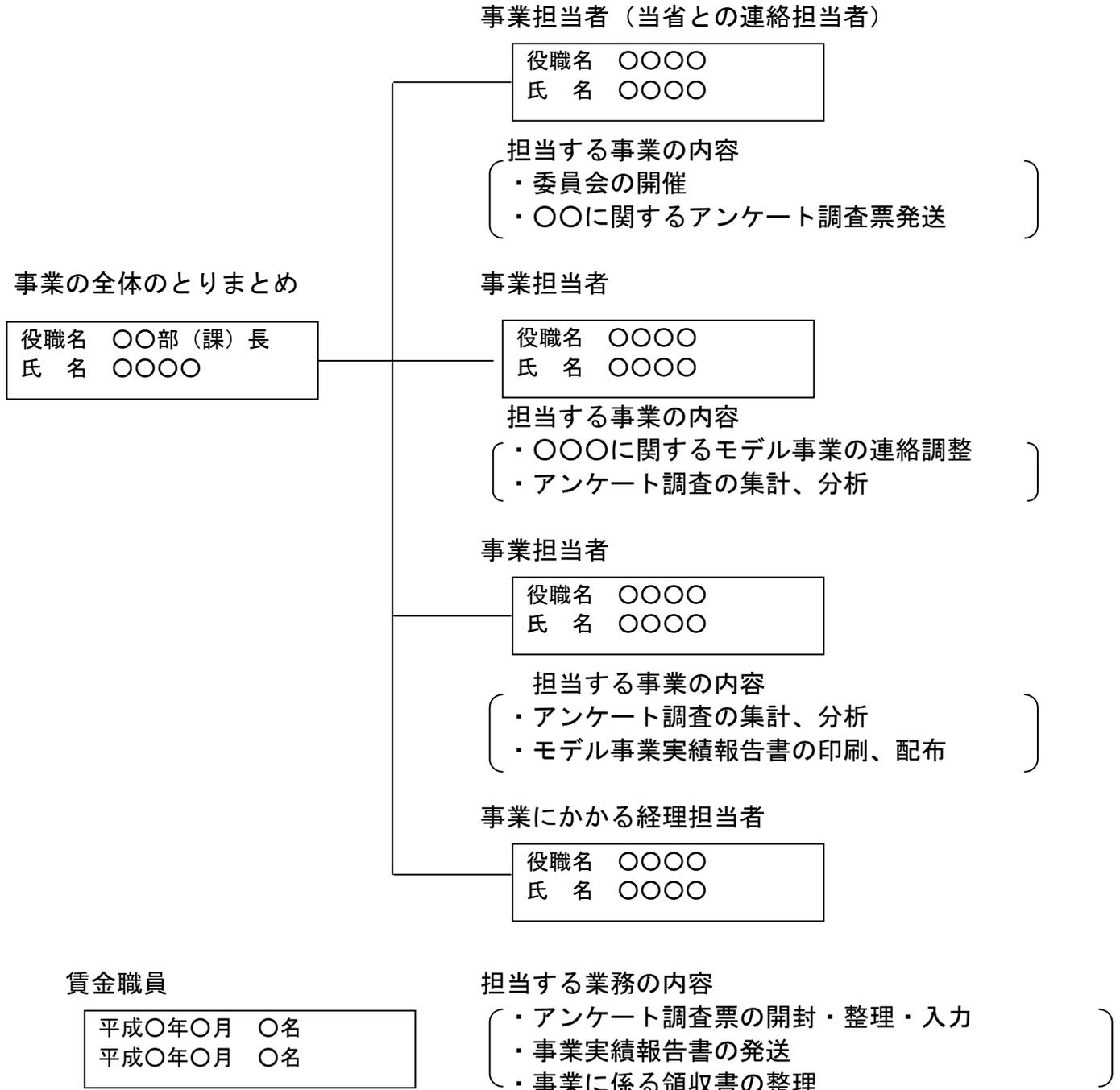
（7）「直近過去5年間の実績等（活動内容）」

- ・ 記載例にかかわらず、直近過去5年間（平成25年度以降）の活動内容や実績が具体的にわかるように記入して下さい。
なお、今回協議申請（応募）する事業と関連のある実績等（活動内容）については、必ずその旨付記して下さい。
- ・ 直近過去5年間に於いて法令等に違反する等の不正行為を行った法人は、事業を実施することは出来ません。

事業の実施体制

都道府県、市町村又は法人名 _____

事業名 _____



(記入上の留意事項)

- (1) 1枚で不足する場合には、同様の様式により作成のうえ添付して下さい。
- (2) 複数の事業を申請する場合には事業毎に別葉として下さい。事業の内容に沿った担当者とその役割を記入して下さい。
- (3) 役職名となっているところは例示であり、貴団体における役職に置き直して記入して下さい。
- (4) 「担当する事業の内容」は、「別紙4」の「1. 実施計画書」における「③事業概要」欄で記入していただく内容のうち、それぞれが担当する内容を記入して下さい。
- (5) 事業担当者と経理担当者は兼ねることができません。

平成30年度老人保健健康増進等事業実施計画書及び国庫補助協議額内訳書

1. 実施計画書

都道府県、市町村又は法人名	代表者氏名

テーマ番号	
-------	--

① 事業名	
[新規・継続(〇〇年度から)事業の別]	[新 規 ・ 継 続 (年度から)]
② 事業実施目的	
③ 事業概要	※事業の中に含まれる調査(アンケート等)に関しては、本欄には調査概要(調査の趣旨、事業の中でどのような位置づけとなるのか等)のみを記し、別添「調査事業計画書」にて詳細を示すこと
④ 国庫補助協議額	千円
⑤ 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
⑥ 事業実施予定場所	
⑦ 国庫補助協議(応募)を行う理由(新規実施又は継続実施の必要性)	
⑧ 事業の効果及び活用方法(今後の展開)	
⑨ 倫理面への配慮	
⑩ 本事業における過去3カ年の事業名(交付額)(実施年度)	
⑪ 当該年度における他の補助事業等への申請(応募)状況	

（「別紙4 1. 実施計画書」記入上の留意事項）

- (1) 事業毎に別葉として下さい。
また、事業の中で調査を行う場合は、必ず別添「調査事業計画書」についても作成し添付して下さい。
- (2) 「都道府県、市町村又は法人名」「代表者氏名」
「別紙様式」(1枚目)等、他のページの同内容記載箇所と同じ記載になっているか必ず確認して下さい。
- (3) 「テーマ番号」
「別表」の「テーマ番号」からそれぞれ、事業の内容に応じたテーマ番号を記入して下さい。
- (4) 各項目の留意事項は、次のようになります。

項 目	留 意 事 項
① 事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業名を記入して下さい。 なお、「別紙1 平成30年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議（応募）額調書」における事業名と同じになっているか必ず確認して下さい。
[新規・継続（〇〇年度から）事業の別]	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業への協議申請（応募）がはじめての事業、または本補助事業で採択されることがない事業の場合は、「新規」を○で囲んで下さい。前年度もしくはそれ以前から本補助事業で採択されている事業の場合には、「継続」を○で囲み（ ）内には、本補助事業で何年度から採択されているか記入して下さい。 ※原則「継続」は認められません。
②事業実施目的	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する事業の目的を具体的かつ簡潔に記入して下さい。
③事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する事業の具体的な計画や方法を記入して下さい（事業の中でアンケート等の調査を行う場合は、どのような趣旨、位置づけで行うかが分かるよう概要について本項目で記載し、調査の詳細については別添「調査事業計画書」に記載下さい）。 なお、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付して下さい
④国庫補助協議額	<ul style="list-style-type: none"> ・「別紙1」の「国庫補助協議（応募）額」欄における当該事業の金額及び「別紙4」の「2. 国庫補助協議額内訳書」の「積算内訳」欄における「(国庫補助協議（応募）額 千円)」と同額になっているか必ず確認して下さい。
⑤事業実施予定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は、平成30年度（内示日～平成31年3月31日）中に必ず完了する必要があります。 ※ 内示日前及び平成31年4月1日以降に実施した事業に係る経費は補助対象外。
⑥事業実施予定場所	<ul style="list-style-type: none"> ・複数ある場合には、全て記入して下さい。
⑦国庫補助協議（応募）を行う理由（新規実施又は継続実施の必要性）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業：協議申請（応募）を行う事業について、当該年度に実施しなければならない理由を記入して下さい。特に緊急性がある場合は、その理由を具体的に記入して下さい。 ・継続事業：継続しなければならない理由（廃止又は休止ができない根拠等）を具体的に記入して下さい。
⑧事業の効果及び活用方法（今後の展開）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の成果が、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営にどのような効果が期待できるのか具体的に記入して下さい。 ・当該事業の成果を団体としてどのように活用していくのか、具体的に記入して下さい。

<p>⑨倫理面への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人への介入を伴う、個人情報扱う等の調査・研究を実施する場合については、対象者に対する人権擁護上の配慮、調査・研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と同意（インフォームド・コンセント）に関わる状況を記入すること。 ・調査・研究を実施する団体において、事業を担当する者で研究機関が実施する研究倫理教育を受講している場合はその旨を、いない場合はいつまでに研究倫理教育を研究者等に受講等させていく予定かを記入すること。 ・上記に該当する調査・研究を実施しない場合には「該当なし」と記入すること。
<p>⑩本事業における過去3カ年の事業名（交付額）（実施年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3カ年に「老人保健健康増進等事業」で実施した全ての事業について、事業名及び交付額、実施年度を記入して下さい。
<p>⑪当該年度における他の補助事業等への申請（応募）状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴団体として本補助事業以外の補助事業等へ申請（応募）している事業がある場合には、申請（応募）先団体名、申請（応募）先団体における補助事業名、貴法人が申請（応募）している事業名及び補助要求額（単位：千円）を記入して下さい。 ※本補助事業へ協議申請（応募）している事業と同じ事業を他の補助事業へ申請（応募）している場合も含まれます。

別 添

調 査 事 業 計 画 書

都道府県、市町村又は法人名	代 表 者 氏 名

調 査 名		
調 査 対 象	調査対象地区等	
	調査対象者等	
	悉皆・抽出の別	(悉皆・抽出) ※抽出の場合は抽出方法
	調 査 方 法	(聞き取り、郵送等の方法を具体的に記入)
	調 査 客 対 数	
調 査 内 容		(主要調査事項及び内容)
調 査 時 期		
調査結果の主要 集計項目		
その他参考事項		

(記入上の留意事項)

- (1) 事業の中で調査事業(アンケート等の実施)を行う場合は、この計画書を必ず記入して下さい。
- ・ 1つの事業で複数の調査事業を行う予定の場合には、調査事業毎に別葉として下さい。
またその場合の調査名は、別紙4. 1(実施計画書)の③事業概要に記載した調査名と一致させる等、どの調査を指しているかが明確に分かるようにして下さい。
- (2) 「都道府県、市町村又は法人名」「代表者氏名」
- ・ 「別紙様式」(1枚目)等、他のページの同内容記載箇所と同じ記載になっているか必ず確認して下さい。
- (3) 記入各項目
- ・ 具体的に記入して下さい。特に「調査内容」、「調査結果の主要集計項目」は詳細に記入して下さい。

2. 国庫補助協議額内訳書[記載例]

都道府県、市町村又は法人名
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
報酬	円 ***,***	「〇〇事業検討委員会」委員手当 委員長 16,400円×4回=65,600円 委員 14,000円×4回×5人=280,000円
賃金	***,***	ワーキングチーム(医師)賃金 15,500円×1人×10日=155,000円 施設統計調査員賃金 8,800円×3人×20日=528,000円 事務局職員雇上賃金 8,800円×1人×60日=528,000円
諸謝金	***,***	シンポジウムパネリスト謝金 7,000円×3人×1回=21,000円 原稿執筆謝金 2,000円×15枚=30,000円
旅費	***,***	〇〇調査旅費 A市-B町 80,500円×2回×2人=322,000円 近郊旅費 1,000円×15回×1人=15,000円 〇〇研究委員会出席旅費 24,100円×1人×4回=96,400円
消耗品費	*,***,***	アンケート用紙送付用封筒購入費 20円×500枚×1.08=10,800円 調査様式配布用CD-R購入費 500円(10枚入り)×5パック×1.08=2,700円 事務局消耗品一式 10,000円(高額となる場合は内訳も記載すること)
会議費	***,***	〇〇事業検討委員会 500円×8人×7回=28,000円
印刷製本費	***,***	アンケート票印刷費 15円×6頁×1800部×1.08=174,960円 報告書印刷費 450円×200冊×1.08=97,200円
雑役務費	***,***	データ入力外注 324,000円 業務マニュアル一式梱包業務 54,000円
通信運搬費	***,***	調査票郵送費 270円×700か所=189,000円
委託料	*,***,***	施設訪問調査事業委託 472,500円 自治体データ収集業務委託 64,800円
使用料及び賃借料	***,***	住民向け講演会会場借上代 200,000円×1日×1.08=216,000円 分科会会場借上代 30,000円×4部屋×5回×1.08=648,000円
合 計	*,***,***円	(国庫補助協議額 *** , *** 千円)

（「別紙4 2. 国庫補助協議（応募）額内訳書」記入上の留意事項）

1. 「都道府県、市町村又は法人名」「代表者氏名」

- ・「別紙様式」（1枚目）等、他のページの同内容記載箇所と同じ記載になっているか必ず確認して下さい。

2. 「経費区分」

- ・「別表」の「1. 対象経費」における「対象経費」欄により記入して下さい。
なお、「対象経費」欄に掲載されていない経費については、補助対象外となりますので十分注意して下さい。

3. 「対象経費の支出予定額」

- ・「別表」の「1. 対象経費」における「対象経費」欄に掲載されている経費について1円単位まで記入して下さい。（注）対象経費毎に1,000円未満を四捨五入する等はしないで下さい。

4. 「積算内訳」

- ・[記載例]を参考に記入して下さい。
なお、実施主体は、本事業を申請するに当たり、積算内訳に計上する経費については、以下に掲げる基準額の範囲内の額を原則として使用するものとする。
ただし、本条に規定されていない経費又は基準額によることが困難な理由がある場合であって、使用する経費の積算及び使用する理由が明瞭かつ確に示すことのできる書類を作成の上、評価委員会に予め提出した結果、事業が採択された場合にはこの限りではない。
※ 積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り明確にすること。

（1）報酬（検討会等の委員手当）[円/回]（注）

ア. 委員長	16,400円
イ. 委員	14,000円

※ 単なる業務上の打合せは、検討会等には含まない。

※ 検討会等に応募団体の役職員が出席した場合の当該役職員に対する報酬は補助対象外である。

（2）賃金（雇上賃金）[円/日]

ア. 医師	15,500円
イ. ア以外の者	8,800円

（3）報償費（講演会等の講師謝金）[円/時間]

ア. 大学教授級	7,000円
イ. 准教授級	6,100円
ウ. その他	4,600円

※ 応募団体の役職員が行った講演に対する謝金は補助対象外である。

（4）報償費（原稿執筆謝金）[円/原稿用紙（日本語400字）1枚当たり]

2,000円とする。ただし、執筆者、内容等により増減額できるものとする。

※ 応募団体の役職員が行った原稿執筆に対する謝金は補助対象外である。

（5）会場借料（検討会等の会議を実施主体が所有又は継続的に借りている執務室又は会議室以外の場所で行う場合のみ）

ア. 定員180人程度までの規模の会議室	515,160円
イ. 定員140人程度までの規模の会議室	398,520円
ウ. 定員80人程度までの規模の会議室	189,540円
エ. 定員20人程度までの規模の会議室	66,000円

※ 単価は1日あたりの単価。半日もしくは短時間の場合は、適宜実態に合わせた単価とすること。

(6) 会議費

委員1人当たり500円を基準とする。

また、1日通して委員会等を行う場合であって、かつ、昼食の時間帯も議論しなければ審議が終了しないことが明らかな場合には、会議費について委員1人当たり2,000円(昼食代を含む。)を基準とする。

(7) 旅費

最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した額(航空機においてはエコノミークラス以外、鉄道等においてグリーン車等の特別料金は認められない)。ただし、事業遂行上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算した額。

なお、タクシーは、やむを得ない場合を除き認められない。

※ 海外渡航経費は原則として認められないが、事業の内容から海外調査を行うことが真に必要と認められる場合には、海外調査の必要性、渡航先、具体的調査内容等を実施計画書及び調査事業計画書において明らかにすること。

※ 先進地等の視察を目的とした旅費は、真に必要と認められる場合を除き、補助対象外とする。

※ 旅費の積算に当たっては、応募団体の規定に沿って積算すること。当該規定については、追って提出を求める場合がある。

(8) 備品購入費

通常、事業所に備えている備品(例:パソコン、ソフトウェア(OS、文書作成ソフト、表計算ソフト、PDF関係ソフトなど一般的な事務処理に要するもの)、プリンター、コピー機、机・椅子、キャビネット、自動車、電話(携帯電話を含む)など)は、補助対象外である。

(9) 委託料

委託料を計上する場合は、あらかじめ業者から見積書を徴すること。当該見積書については、追って提出を求める場合がある。

契約予定価格が100万円(消費税込み)以上の契約を行う場合は、複数の見積書を徴した上で契約を行うか、競争入札に付すこと。

(10) 使用料及び賃借料

事務所、駐車場の賃料については、補助対象外とする。

OA機器類(パソコン、プリンター、コピー機机・椅子、キャビネット等)のリース料は補助対象外とする。

(11) その他の経費

社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。

5. 「(国庫補助協議額 千円)」

・協議申請(応募)される金額を記入して下さい。なお、上限額は「対象経費の支出予定額」の合計額の1,000円未満を切り捨てた額です。

・国庫補助協議額は、1事業当たり20,000千円が上限です。(ただし、別表のテーマ番号22、73、119、120については20,000千円を超えることを可とする。)

・「別紙1」の「国庫補助協議(応募)額」欄における当該事業の金額及び「別紙4」の「1. 実施計画書」における「④ 国庫補助協議(応募)額」欄の金額と同額になっているか必ず確認して下さい。

6. その他

・計算ミスがないか、必ず見直しを行って下さい。

事業実施年間スケジュール表 [記載例]

都道府県、市町村又は法人名 ○○○○ ○○○○

	平成30年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業 実施 内容	第1回委員会の開催 ● 第2回委員会の開催 ● 調査票案の作成 ←→					
	10月	11月	12月	平成31年1月	2月	3月
事業 実施 内容	第3回委員会の開催 ● 第4回委員会の開催 ● 実態調査の実施 ←→ 調査結果の分析 ←→ 報告書の印刷・配布 ←→ 事業実績報告書の作成 ←→					

(記入上の留意事項)

- ◇ 上記記載例を参考に、「別紙4」の「1. 実施計画」における「③事業概要」について、どのようなスケジュールで事業を実施していく予定かを記入して下さい。(「内示日」以降の事業着手となるよう、留意願います。)

誓 約 書

平成30年度老人保健健康増進等事業の実施にあたり、同事業実施要綱第5条第1項及び第2項を遵守することを誓約する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

団体住所：

団体名：

代表者名：

(印)

【参考】老人保健健康増進等事業実施要綱（抄）

（事業の実施主体の責務）

第5条 実施主体は、評価委員会に申請する際に、実際に事業を行う事業担当者と金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約した書面を提出しなければならない。なお、経理担当者は事業担当者を兼ねることはできない。

2 実施主体は、評価委員会に申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物（調査研究等をまとめた報告書冊子）を作成し提出する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3～6（略）

別 表

1. 対象経費

対 象 経 費
事業を実施するために必要な報酬、賃金、報償費〔諸謝金〕、旅費（国内旅費及び外国旅費）、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

（注）「対象経費」欄の〔 〕内は、関係団体等事業における対象経費名である。

2. テーマ番号

番号	テーマ名
1	地域支援事業の連動性を確保するための調査研究事業
2	地域包括ケアの推進に必要な自治体のPDCAサイクルに関する調査研究事業
3	多様な資源を活用した新たなまちづくり支援・推進に関する調査研究事業
4	介護事業者の社会貢献的地域包括ケア推進調査研究事業
5	社会資源とのマッチングによるマクロ視点からの地域包括ケア推進に関する調査研究事業
6	実地指導における文書削減に関する調査研究事業
7	実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業
8	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究
9	見える化システム等のデータを活用した介護予防活動の展開に関する調査研究
10	第三者行為求償の実態に関する調査研究事業
11	介護保険料の在り方に関する調査研究事業
12	介護保険事務の広域的実施に関する調査研究事業
13	介護分野におけるマイナンバーの活用及び介護保険の手続きのオンライン化に関する調査研究事業
14	介護の家族支援策に関する調査研究事業
15	分野を横断した一体的実施に関する調査研究事業
16	地域住民の社会参加活動等を基盤とした互助促進の手法に関する調査研究事業
17	地域共生社会の実現等を見据えたケアマネジメントやケアマネジャーの在り方に関する調査研究
18	地域包括支援センターの効果的な事業評価と取組改善に関する研究事業
19	地域ケア会議等におけるケアプラン検証に在り方に関する調査研究事業
20	AIを活用したケアプラン作成の基準に関する調査研究
21	ケアマネジメントの公正中立性を確保するための取組や質に関する指標のあり方に関する調査研究
22	適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究
23	医療ニーズを有する利用者に対応する介護支援専門員への看護に関連する療養上の相談支援のあり方に関する試行的調査研究事業
24	要介護認定者数等の推計と計画への反映方法に関する調査研究
25	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の見直しとデータの活用方法に関する調査研究事業
26	要介護認定データを活用した地域分析手法に関する調査研究事業
27	利用者ニーズを踏まえた特別養護老人ホーム等のサービス見込量の推計方法に関する調査研究

	事業
28	地域密着型サービス等の見込み量とそれを確保するための方策に関する調査研究事業
29	介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する調査研究事業
30	地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの活用に関する調査研究事業
31	介護保険サービスにおけるマネジメントシステム導入によるサービスの質の評価に係る調査研究事業
32	介護領域におけるエビデンスの網羅的・系統的な調査収集方法の検討
33	要介護認定等データ及び介護レセプトデータを用いた要介護度変化の予測モデルにかかる実現可能性等の調査
34	リハビリテーションを行う通所事業所における栄養管理のあり方に関する調査研究事業
35	通所サービス利用者等の口腔の健康管理及び栄養管理の充実に関する調査研究事業
36	リハビリテーションの医療機関・施設から在宅への円滑な移行に関する調査研究事業
37	訪問・通所リハビリテーションのデータ収集システムの活用に関する調査研究事業
38	看護小規模多機能型居宅介護及び療養通所介護の特性に関する調査研究事業
39	訪問看護事業所における看護師等の従業者数の規模別にみたサービスの実態に関する調査研究事業
40	訪問看護サービス等における専門性の高い看護師等によるサービス提供のあり方に関する試行的調査研究事業
41	歯科医療・口腔ケアによる口腔機能の維持、全身の健康増進及び社会性の維持向上を通じた地域包括ケアシステムの推進に関する調査研究事業
42	福祉用具の提供に係る必要な専門性等に関する研究事業
43	福祉用具及び住宅改修に関するエビデンス構築に向けた研究事業
44	小規模多機能型居宅介護の役割に関する調査研究事業
45	訪問入浴介護の今後のあり方に関する調査研究事業
46	訪問介護におけるサービス提供状況に関する調査研究事業
47	定期巡回・随時対応型訪問介護看護における平成30年度報酬改定の影響に関する調査研究事業
48	通所介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業
49	在宅介護サービス等のケアとその効果の関連についての既存指標等を用いた比較調査研究事業
50	介護施設等における介護の透明化と質の適正化についての調査研究
51	高齢者施設等における感染症対策に関する調査研究事業
52	長期療養を目的とした施設におけるリハビリテーションの在り方等に関する調査研究事業
53	介護老人保健施設の目的を踏まえた施設の在り方に関する調査研究事業
54	医療提供施設である介護保険施設における医薬品の安全使用等に関する調査研究事業
55	施設系サービスにおいて排泄に介護を要する利用者への支援にかかる手引き等の作成
56	介護保険施設等における口腔の健康管理に関する実施状況の把握及び協力歯科医療機関等の役割に関する調査研究事業
57	特別養護老人ホーム等における看護体制強化のための調査研究事業
58	要援護高齢者等の居住支援・生活支援の取組に関する普及啓発等事業
59	住宅団地における介護サービス等の提供に関する実態調査研究事業
60	有料老人ホーム等に対する指導監督に関する実態調査研究事業
61	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業
62	高齢者向け住まいにおける看取り等の推進のための研修に関する調査研究事業
63	集合住宅における訪問介護等のサービス提供の在り方に関する調査研究事業
64	地域包括ケアにおける北海道版「住」のイノベーション実現化のための調査研究
65	中山間地域等（離島及び中山間地域）の小規模自治体における居住支援、移動支援のあり方と市町村、県及び地方厚生局、地方整備局、地方運輸局の役割に関する調査研究事業
66	地域支援事業における介護予防の取組に関する調査研究事業
67	介護予防の取組による高齢者への影響及び経済的効果に関する既存の研究等調査事業
68	地域におけるリハビリテーションの活用促進を目指した調査研究事業

69	地域課題が介護予防の効果に与える影響に関する調査研究事業
70	官民共同による地域の実情に応じた特徴的な通いの場等の立ち上げに関する調査研究事業
71	中山間地域におけるICT利活用によるフレイル・オーラルフレイル予防のためのベストプラクティス確立・普及に関する調査研究事業
72	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業
73	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の効果的な推進方法に関する研究事業
74	地域包括ケアシステムにおける在宅医療・介護連携推進事業のあり方に関する調査研究事業
75	都道府県個別支援型在宅医療・介護連携等推進調査研究事業
76	地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための都道府県及び地方厚生（支）局の支援に関する調査研究事業
77	退院支援の事例分析による在宅医療・介護への円滑な移行のための介護職視点を取り入れた在宅医療・介護連携推進に関する調査研究事業
78	認知症サポーターの地域での活動を推進するための調査研究事業
79	認知症サポート医研修のあり方に関する調査研究事業
80	歯科医師、薬剤師、看護職員向け認知症対応力向上研修の評価方法と受講後の実態に関する調査研究事業
81	認知症の症状が進んできた段階における身体合併症に関する調査研究事業
82	認知症疾患医療センターの効果的、効率的な機能や地域との連携に関する調査研究事業
83	認知症初期集中支援チームの設置後の効果に関する研究事業
84	認知症グループホームにおけるケアの効果・評価に関する調査研究事業
85	認知症介護従事者に対する研修の効果的な実施方法及び評価に関する調査研究事業
86	認知症地域支援推進員の活動の推進に関する調査研究事業
87	介護サービス事業における社会参加活動の適切な実施と効果の検証に関する調査研究事業
88	若年性認知症の人の社会参加等への支援体制強化に関する調査研究事業
89	地域共生社会実現に向けた若年性認知症を含む認知症の方の就労、社会参加等の支援のあり方と、市町村、県と地方厚生局、労働局との連携方策、関係機関の役割に関する調査研究事業
90	認知症の人の家族等介護者への効果的な支援のあり方に関する研究事業
91	認知症の人にとってやさしい地域づくりをユニバーサルデザインとして推進するための調査研究事業
92	認知症高齢者の行方不明時等における広域での支援体制構築に関する調査研究事業
93	認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に関する調査研究事業
94	認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業
95	本人視点を重視した認知症の医療や介護に資する先端技術の活用に向けた調査研究事業
96	認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた難聴高齢者に対する音響整備や聴覚スクリーニング検査に関する調査研究事業
97	認知症の研究を効率的・効果的に推進するための体制構築に関する研究事業
98	認知症の人の意見に基づく認知症施策の改善に向けた方法論等に関する調査研究事業
99	認知症施策のアウトカムとして認知症のご本人やご家族の視点を重視した評価指標の確立に関する研究事業
100	国際的な認知症施策を踏まえた認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進に関する調査研究事業
101	認知症施策における民間活力を活用した課題解決スキーム等の官民連携モデルに関する調査研究事業
102	高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業
103	訪問介護等の介護現場における介護人材の構造に係る実態把握及び各サービスにおける介護人材の在り方に関する調査研究事業
104	地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者確保に関する事業の実施状況に関する調査研

	究事業
105	第8期に向けた介護人材の需給推計ワークシートの開発に関する調査研究事業
106	中山間地域等の医療、介護人材の確保のための先行事例の検証と多様な専門職養成施設、関係機関との連携に関する調査研究事業
107	介護事業者における体系的OJTの展開に関する調査研究
108	介護事業所の認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定に関する調査研究事業
109	介護人材の機能分化の推進に向けた中核的な役割を担う介護福祉士の育成内容に関する調査研究事業
110	介護職における喀痰吸引等の質の確保に関する調査研究事業
111	介護ロボットの効果的な活用方法に関する研究事業
112	介護ロボットの評価指標に関する調査研究事業
113	介護ロボットの導入実態調査及び普及加速化に向けた研究事業
114	介護ロボットの普及促進に資する啓発イベントの実施モデル事業
115	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業
116	多様な主体による高齢者支援のための連携実態と地域住民の参画を促すための公的支援に関する国際比較調査研究
117	介護事業経営実態（概況）調査の更なる精緻化に関する調査研究事業
118	医療提供施設における介護領域の臨床研究に関する調査研究事業
119	介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業
120	外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業
121	北海道の「地域医療構想」と地域包括ケアの連携を実現する「住民主体のまちづくり」促進に向けた調査研究
122	その他上記に関連すると認められる調査研究事業